

川真佐子・田川信枝・西野ミヨコ・鈴木松枝・井上勝子・沖野アサ子・内山直子の7人の看護婦である。なお、この他にも橋川ミユキがいるが、着任直後から入院となったため科別勤務は割り振られていない。

「表3-1広島班489班看護婦の1カ月間の出休務状況（1944.5.1～1944.5.31）」として、上記の橋川を除く日本人看護婦20人の1ヶ月の出休務状況を表示した。同資料から、1944年5月の勤務状況を見ると、5月に病気で休務した看護婦は10人、入院4人（橋川を含む）、全日出務した看護婦は7人である。入院は、橋川が両側湿性胸膜炎、沖野がマラリア、藤川が同様マラリアで、橋川と沖野は5月中は全日入院しており、1日も出務していない。藤川にしても出務した日はわずかに1日だけで、あとは入院生活を送っている。出務者が最も多い日は16人、最少の日は13人である。

内科担当で全日出務した看護婦は、朽木・尾熊・沖田・景山・西の5人に過ぎない。内科担当看護婦の病休は、高山看護婦長が前月から引き続きマラリアで9日間、松本が前月から引き続きデング熱で11日間、古川がマラリアで6.5日間、元山がマラリアで4.5日間、高藤がマラリアで13.5日間、上野が急性気管支炎で4日間、高橋が発熱とマラリアで7日間、井上が予防注射の副作用で1日間休務している。なお、高橋はこの後入院している。外科担当で全日出務した看護婦は、内山・西野・鈴木のわずか3人である。外科担当看護婦の病休は、荒川が発熱で1日間、田川が膿胞診蕁麻疹で1日間と膿胞診で2.5日間休務した。

5月中の出務すべき延日数は420日である。それに対して出務延日数は297日で、病休延日数は123日である。したがって、平均出務率は70%強、反対に平均病休率は30%弱の割合となる。所定の休日設定されているにもかかわらず、30%弱の高い平均病休率を示していることは、いかに従軍看護婦の救護活動が激務であったかを如実に物語るものである。もちろん、看護婦の休務の理由は、決して娯楽や休養などではない。すべて病休による休務である。これから、身体を酷使して勤務したことにより、看護婦は発症と軽快を繰り返していたと考えられる。入院状況からもそのことがよく分かる。先に見た3人の看護婦の入院日数合計は、63日もの日数となる。休務日数に対するその平均入院率は、51.2%という高率を示す。全体の病休日数の過半数が、入院日数で占められるという結果になっているのである。

3. 従軍看護婦の1ヶ年間の勤務状況

次に広島班489班従軍看護婦の1ヶ年間の勤務状況をみていく。表には示さなかったが、1944年3月から翌年5月までの約1ヶ年間（前述したように、1944年5月と12月、1945年1月の3ヶ月間の記述を欠く）の月毎平均出務率は、3月88.6%（出務すべき延べ日数483日・出務延べ日数428日）、4月78.9%（同483日・同381日）、5月70.7%（同420・同297日）、7月70.1%（同420日・同294.5日）、8月89.5%（同409.5日・同366.5日）、9月66.0%（同399日・同263.5日）、10月70.9%（同504日・同357.5日）、11月83.4%（同451.5日・同376.5日）、1945年2月87.4%（483日・同422日）、3月93.5%（同483日・同451.5日）、4月88.8%（同504日・同447.5日）、5月85.3%（同514.5日・同439日）と推移する。8月を除き5月から10月にかけて平均出務率が全体的に低い。平均出務率の低さは、逆に休務率の高さを表す。それは看護婦が罹患する機会の多いことを意味するが、おそら

表3-1 広島班489班看護婦の1ヶ月間の出休務状況
(1944.5/1~1944.5/32)

看護婦名	出務すべき日数	出務した日数	病休の日数	病休のうち入院した日数	出務率
高山 哲子	20.0	11.0	9.0	0.0	55.0%
荒川真佐子	20.0	19.0	1.0	0.0	95.0%
松本 桂子	20.0	9.0	11.0	0.0	45.0%
古川マサ子	20.0	13.5	6.5	0.0	67.5%
田川 信枝	20.0	16.5	3.5	0.0	82.5%
朽木 久子	20.0	20.0	0.0	0.0	100.0%
内山 直子	20.0	20.0	0.0	0.0	100.0%
元山サツエ	20.0	15.5	4.5	0.0	77.5%
西野ミヨコ	20.0	20.0	0.0	0.0	100.0%
尾熊 宮子	20.0	20.0	0.0	0.0	100.0%
藤川ヤスコ	20.0	1.0	19.0	19.0	5.0%
鈴木 松枝	20.0	20.0	0.0	0.0	100.0%
高藤タマエ	20.0	6.5	13.5	0.0	32.5%
沖田フジエ	20.0	20.0	0.0	0.0	100.0%
橋川ミュキ	20.0	0.0	20.0	20.0	0.0%
景山 和子	20.0	20.0	0.0	0.0	100.0%
上野アサ子	20.0	16.0	4.0	0.0	80.0%
西 三四	20.0	20.0	0.0	0.0	100.0%
高橋 忠子	20.0	10.0	10.0	4.0	50.0%
井上 勝子	20.0	19.0	1.0	0.0	95.0%
沖野アサ子	20.0	0.0	20.0	20.0	0.0%
出務すべき延べ日数	420.0				
出務延べ日数		297.0			
病休延べ日数			123.0		
入院延べ日数				63.0	
平均出務率					70.7%
平均入院率(対休務日数)					51.2%

(注1)植木正造『ビルマ従軍日記』をもとに作成した。

(注2)休務日は金曜日が全休で、火曜日が午後半休である。

(注3)5月の指定休日日数は全休が4日間、半休5回で計6.5日間の休みとなる。また、

5月は日記に記載されていない日が6日間ある。記載されていない6日間のうち1日間は指定休務日、

1日間は午後半休日であり、出休務判定不能日は4.5日間となる。そのため、5月の出務すべき

日数は20.0日間とみなした。

表3-2 広島班489班従軍看護婦の1ヶ年間の発病とその疾患名および休務日数(1944.3/3~1945.5/31)

班員名	疾患名	マラリア	デング熱	両側湿性 胸膜炎	急性 気管支炎	急性 咽喉炎	急性 胃腸炎	急性 胃炎	急性 大腸炎	胃痙攣	腹痛	発熱	カタル性 黄疸	倦怠感	蕁麻疹・ 膿疱疹	膿疱疹	予防注射 副作用	指の 排膿	病名 不明	記載 なし	合計	割合(2)
高山		65.0	0									1.0	5.5								71.5	27.0%
荒川		11.5	15.5				2.0							1.0						10.5	40.5	15.3%
松本		0	26									1									27.0	10.2%
古川		38.5	0		2.5							12.5									53.5	20.2%
田川		111.5	0												1.0	2.5		6.5			121.5	45.9%
朽木		6.0	0																		6.0	2.3%
内山		0	0					3.5			42.0										45.5	17.2%
元山		41.5	0																		41.5	15.7%
西野		0	10.0																		10.0	3.8%
尾熊		23.0	5.5																		28.5	10.8%
藤川		37.5	4.0									1.0									42.5	16.1%
鈴木		90.5	0																		90.5	34.2%
高藤		24.0	0			3.0															27.0	10.2%
沖田		0	0																2.0		2.0	0.7%
橋川		0	0	264.5																	264.5	100.0%
景山		8.0	0																		8.0	3.0%
上野		5.5	0		19.5				4.5												29.5	11.2%
西		5.5	0						6.0	4.5	4.5									4.5	25.0	9.5%
高橋		31.0	0				3.5														34.5	13.0%
井上		5.5	0														1.0				6.5	2.5%
沖野		105.0	0						3.0			1.0									109.0	41.2%
敵		6.5	0																		6.5	2.5%
合計		616.0	61.0	264.5	22.0	3.0	5.5	3.5	13.5	4.5	46.5	16.5	5.5	1.0	1.0	2.5	1.0	6.5	2.0	15.0	1091	
割合(1)		56.4%	5.6%	24.3%	2.0%	0.3%	0.5%	0.3%	1.2%	0.4%	4.3%	1.5%	0.5%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.6%	0.2%	1.4%	100.0%	

注1) 植木正造『ビルマ従軍日記』をもとに作成した。

注2) 橋川看護婦は任地へ航行中入院。10月17日より敵補充看護婦と交代した。

注3) ()内は休務日数内の入院日数をしめす。

注4) 割合(1)は全休務日数に対する割合を表す。

注5) 割合(2)は1か年の出務すべき日数に対する休務の割合を示す。

くビルマの気候が大きく影響しているものと思われる。

「表3-2広島班第489班看護婦の1カ年間の発病とその疾患名および休務日数（1944. 3. 13～1945. 5. 31）」により1ヶ年間の勤務状況を見てみると、皆勤の看護婦は1人もいない。任地へ航行するときに病気になって入院し続けた橋川の休務率100%の数値はともかく、田川45.9%、沖野41.26%、鈴木34.2%など高い比率を示す。田川や沖野は入退院を繰り返し、退院した日も病休となっている。1ヶ年間の出務すべき延べ日数は5,554.5日で、1ヶ年間の休務日数は1091日であるから、約20%の休務率となる。

4. 従軍看護婦の疾病

1) マラリア

看護婦が最も多く罹患した疾患は、マラリアである。その場合、長期に休務する者、10日間以内の者と、差がある。例えば、最も多く休務した田川は111.5日間、次に多いのが沖野の105日間、次いで鈴木90.5日間、婦長の高山の65日間とかなり多い。マラリアに罹患し休務したなかで期間が比較的短いのは上野・西・井上の5.5日間である。次いで順に朽木で6日間、畝の6.5日間、景山の8日間と続く。マラリアの猛威は、表中の看護婦22人中、松本・西野・沖田・橋川の4人を除く、18名がマラリアに罹患していることからもうかがわれる。「表3-2広島班第489班看護婦の1カ年間の発病とその疾患名および休務日数（1944. 3. 13～1945. 5. 31）」でみる病休率でも、約56.4%と他の疾患を圧倒する。

広島班第489班の看護婦が罹患したマラリアは、三日熱マラリアと診断されている。休務期間に差があるのは、マラリアにかかると発熱を繰り返し、そのため身体の消耗が激しく激しく、休養を必要とするので、自ずとマラリアによる休務期間日数が多くなるものと考えられる。また、発症以前から少ない看護婦数で1000人近い患者を看護していたため体力の消耗が大きく、回復に時間を要し、休務期間が長びく一因になったと推察される。この風土病に冒されると病状が長期化し、重病のときは入院して養生しなければならないため、本来の業務を十分に果たせなくなる。しかし、マラリアで体力が消耗しても、当時、看護婦は若く、高山婦長からして20歳代前半であり、他の看護婦も20歳を過ぎたばかりの看護婦であったため、体力を回復する力があり、休務や入退院を繰り返しながらも、どうにか勤務を続けたものと思われる。

2) デング熱とその他の疾病

デング熱には5人の看護婦が伝染し、そのうち休務日数が最も多いのが松本で26日間、次いで順に荒川15.5日間、西野10日間、尾熊5.5日間、藤川4日間となる。デング熱の合計休務日数は61日間であり、マラリア、両側湿性胸膜炎に次いで全休務日数の5.6%を占め第3位である。デング熱はデングウィルスによる出血熱で、良性の熱帯伝染病である。蚊の媒介で伝染し、治療に特効薬はない。症状は発熱、激しい頭痛、全身の関節痛・筋肉痛、蕁麻疹様の発疹などである。悪寒戦慄を伴い急に発熱するが、3日間で解熱し、2日後に再度発熱し解熱する。罹患により免疫を獲得するが持続しない。デング熱に罹患した従軍看護婦の場合も、休務期間は約5日間となっているが、この熱型が関係している。最も体力を消耗させる症状は発熱であるが、デング熱で休務した看護婦たちは解熱すると同時に出勤している。休養期間をおくことなく出勤したと推測され、厳しい勤務状況であったことは容易に想像できる。

休務日数第2位の両側湿性胸膜炎は、任地に赴く航海中に1人の看護婦が罹患したものである。胸膜炎は結核性の胸膜炎である確立が高い。罹患した看護婦は橋川であるが、診断がつくとすぐに入院措置をとったことが、他の看護婦および勤務員や、戦傷病兵への結核の感染を未然に防ぐ有効な手段になったと考えられる。その他の主な疾患には、急性気管支炎2.0%、急性大腸炎1.2、急性胃腸炎0.5%、カタル性黄疸0.5%、胃痙攣0.4%などがある。しかし、いずれの疾患も、全休務日数に占める割合は1桁代、ないしは1桁未満の比率しか示さない。

兵站病院は、戦傷病兵士が医療を受け、回復していくところだが、ビルマに開設された病院の中には、病院を閉鎖して移動したのもあった。開設してはいるが、薬もなく、衛生材料もなく、ベッドもなく、横たわることができるだけという病院もあった。病院の建物は、接收あるいは借用し、病院としての外見を保つことはできていたが、薬や傷の保護のために使用する衛生材料や医療品はなく、戦傷病兵を看護する従軍看護婦はマラリアなどに罹患し、発熱を繰り返し出務率は低く、患者か看護婦か分からないような状態におかれていたのである。

5. ビルマに派遣された従軍看護婦の死亡原因

1) 従軍看護婦の死亡原因

「表2-4」を利用しながら、ビルマに派遣され殉職した24名の日本赤十字社従軍看護婦の死因を明らかにする。第1位は「敵の攻撃—空爆」で11名1.0%を占める。第2位は「感染症—結核症」で5名0.5%を占める。第3位は「感染症—赤痢」で3名0.3%を占める。第4位は「結核症以—マラリア」で1名0.1%を占める。

2) 『遺芳録』と手記との死亡原因の違い

『遺芳録』に記載された死因と、手記に書かれた死因とは異なるものがある。この違いについて検討する。両者を比較すると、8人の救護員の死因が異なっている。このうち1人はフィリピンに開設された兵站病院配属の熊本班第398班の看護婦で、残りの7人はビルマに開設された兵站病院配属の和歌山班第490班の看護婦たちである。最初に和歌山班第490班の看護婦たちの『遺芳録』に記された死因と、手記に記された死因の違いについて見ていく。

和歌山班第490班の看護婦の射場房子と山入貞子は、『遺芳録』によると、「秦国に移動の途中ビルマ、トンギー県ケンドン村において、ビルマ防衛軍の攻撃に遭い、機関銃射撃のため死去⁽²⁷⁾」となっている。ところが、手記『紅染めし』のなかで、この部分を執筆した永田龍太郎は、バウンデー病院（第118兵站病院）に入院していた生駒弘の手記から、「竹の筏にすがって川にとび込む者、ビルマ人の小舟で渡してもらったのできた者などばらばらになった。山入貞子さんと射場房子さんの二人が濁流にのまれた⁽²⁸⁾」と述べている。

同じく和歌山班第490班の看護婦の苅野重子と原すみ枝については、『遺芳録』によると、「ビルマ防衛軍の攻撃に遭い、機関銃射撃を受け死去⁽²⁹⁾」とあり、同じ和歌山班第490班の看護婦田中君代についても、『遺芳録』では、「ビルマ防衛軍の抵抗に遭遇し、機関銃射撃を受け貫通銃創のため死去⁽³⁰⁾」したとされる。しかし、『紅染めし』では、永田は第15師団第2野戦病院の病院長高橋信吾軍医少佐の手記をもとに、「苅野重子さん、原すみ枝さん、田中君代さんの三人は腰のベルトをはずし、首にまきつけて自決した⁽³¹⁾」と述

べる。また、同じく和歌山班第490班の看護婦中原忠子の死因も、『遺芳録』では「ビルマ防衛軍の反抗に遭い、機関銃射撃を受け死去⁽³²⁾」となっているが、手記『紅染めし』では、永田が高橋信吾の手記をもとに「そばにいた兵ととびだして行って行方不明になった⁽³³⁾」と記す。さらに、同じ和歌山班490班の看護婦の児玉よし子と丸沢定美は、『遺芳録』では「英軍病院において日本兵患者の看護のため勤務したが、病に罹り、二十年七月三十一日神経衰弱により死去⁽³⁴⁾」し、丸沢の方は「貫通銃創を受け敵手に落ち、抑留され英軍野戦病院に入院、加療中二十年八月八日死去⁽³⁵⁾」とある。ところが、『紅染めし』では戦犯容疑でイギリス軍に捕らえられ、ラングーンの中央監獄に収容されていた田中博厚参謀の手記をもとに、「青酸カリによる自決であった⁽³⁶⁾」と記述している。さらに、『ビルマの風鐸』では、「英兵5～6人が執拗にいたずらをしようとするので、隠し持っていた青酸カリで旅だった。一説では、意地の悪い英軍看護婦長のいじめが原因と言われている⁽³⁷⁾」と書いているが、福田は、「2人の性格からそのようなことはありえない⁽³⁸⁾」と主張する。

和歌山班の看護婦の死因が正確に記載されなかった理由は、救護員の動向を記録する書記官が死亡したことや、生還した看護婦たちも攻撃のなかを逃げ惑い散り散りになり、仲間を見失ったことによると考えられる。英軍野戦病院に収容され助かった和歌山班の従軍看護婦たちにも行方不明となった看護婦のその後はわからない。戦後、和歌山班の元従軍看護婦はビルマを訪れ探したがわからなかった。

また、和歌山第490班は、1945年1月、福田哲子が配属されているモールメン分院の本院であるパウンデー第118兵站病院に転属となった。この頃から戦況は一挙に悪化した。その年の3月には、英軍は機甲部隊を先頭にラングーンめがけて攻撃を開始している。第118兵站病院は第28軍後方の病院であった。和歌山第490班所属の病院部隊の一部分は、守備軍隊が到着しないために、英軍が近づいているとして病院部隊だけで出発したが、既に第28軍は全滅に近い状態となっていた兵団であった。第28兵団の兵士であった会田雄次は、「1945年6月中旬、私たちはシャン高原から降りて来て西進、戦争初期のようにラングーンの方角に向かい、シッタン河岸に到達してそこに布陣した。イギリス軍はそのときラングーンを攻略、この河まで殺到して来ている。(中略)策集団3万人がイギリス軍に包囲され、殆ど全滅した悲しい古戦場だ。⁽³⁹⁾」と記す。和歌山第490班は5月17日以降に、英軍の攻撃に巻き込まれて死亡している。英軍の激しい追撃戦の中に巻き込まれた救護班であった。日本赤十字社和歌山県支部事業推進課長の山本誠一郎氏は、第490班の従軍看護婦については、今まで和歌山県支部にいろいろ問い合わせがあったが、また、いろいろ話もあったが、確かなことはわからないと記す。また、真実を知りたいという方も居ましたが、真実が分かったからと、死亡した従軍看護婦の名誉が回復するわけでもないし、遺族や関係者を悲しませるだけにすぎないと記す。

熊本班第391班の看護婦森沢ヨシ子については、『遺芳録』では「約二百メートルの山腹の地隙に退避しつつ負傷者の手当てに従事中、機関銃の掃射を受け、前頭部及び左胸部貫通銃創のため死去⁽⁴⁰⁾」とされる。ところが、手記『紅染めし』では、「その二日後に、山の斜面の溝に退避した熊本班の森沢ヨシ子さんが、雨のためにゆるんでいた土砂がくずれて生き埋めとなって死亡した⁽⁴¹⁾」と述べているのである。『遺芳録殉職救護員』に記載された森沢が死亡したとされる8月4日はフィリピンでは米軍機の爆撃があった。すでにこ

の攻撃以前に、だれもかれも栄養失調とマラリア、アメーバー赤痢でフラフラになり、患者も衛生部隊ももう区別がつかなくなっていたという状況のなかで空爆を受けた。森沢はこの2日後の8月6日に死亡した。このあと終戦になり、捕虜となって収容所に入れられている。

当時も今も、正確な死因を知ることはできない。死因を確認できないほどの攻撃のなかで、戦地後方の病院で看護を続けているはずの従軍看護婦が、戦闘に巻き込まれ、どのようにして亡くなったか誰にもわからない状況であったことが、戦争なのであろう。

まとめ

ビルマでは従軍看護婦が空爆の対象となり死亡し、安全を保障されるべき病院が壊滅した。そのような状況下、第118兵站病院モールメン分院での広島班第489救護班の従軍看護婦に焦点をあて、看護婦の状況を明らかにした。

広島班489班は、インパール作戦下の戦傷病兵を收容するためにビルマに派遣された救護班の1個班であった。同時に派遣された救護班は16個班であった。これらの病院の中でも、前線から離れた最後方の病院である第118兵站病院のモールメン分院に配属となった広島班第489救護班は、マラリア、胃腸炎、神経痛、胸膜炎、機関砲砲弾破片創、機銃弾創、肺結核、アメーバ赤痢等の戦傷病兵を看護した。マラリアの戦傷病兵が最も多かったが、従軍看護婦の手を要したのは赤痢に感染した戦傷病兵の排泄の世話と汚れた毛布の洗濯であった。現在のように洗濯機もなく、水道もない中での毛布の洗濯に終日を費やした。

空襲は頻回で、病院の裏山に戦傷病兵を運び、敵機が去ると病室へ運び戻した。しかし、戦傷病兵は次々に死亡し、病院での看護は看取りの看護となっていた。

疲労と恐怖の中で勤務した広島班第489救護班の従軍看護婦も罹患し、1944年5月の平均出勤率は70.7%、平均病休率は29.3%であった。赤痢やチフス等に感染する率は低かったが、マラリアに感染し、入院をせざるを得ない状況の中にあっただ。

ビルマ防衛軍の攻撃を受け9名が死亡した第490班は、攻撃を逃れ転進したことで体力を消耗し、渡河出来ずに溺死した。また、行方不明となった従軍看護婦もいる。インパール作戦では多くの兵士が戦死したが、ビルマに派遣された従軍看護婦301名中35名が死亡した。兵団の全滅だけでなく、従軍看護婦が戦闘の中で死亡したことは、守備軍団である第28兵団を追撃する英軍の進行路と重なったことが最大の原因であった。

注

- (1) 永田龍太郎『紅染めし』株式会社永田書房 1977年12月 167頁。
- (2) 福田哲子『ビルマの風鐸』叢文社 1996年11月 154頁。
- (3) 同書『ビルマの風鐸』152-153頁。
- (4) 植木正造『ビルマ従軍日記』植木正造発行 1976年9月 70頁。
- (5) 同書『ビルマ従軍日記』72-73頁。
- (6) 前掲『ビルマの風鐸』138頁。
- (7) 福田哲子 1940年3月に広島赤十字病院救護看護婦養成所卒業し、卒業と同時に召集派遣となり、呉海軍病院に配属された。1942年、日本赤十字社救護看護婦長候補生として入学し、1年間の養成を終えた後、1944年1月16日、広島班489班看護婦長と

してビルマ派遣され、118 兵站病院モールメン分院に配属された。1946 年、7 月 5 日、帰還し久里浜救護所に収容され、7 月 8 日に広島着、7 月 20 日に残務整理を終え、召集解除となった。

- (8) 児島襄『太平洋戦争（下）』中央公論新書 2000 年 3 月 172 頁。
- (9) 2010 年 5 月現在、植木正造の『ビルマ従軍日記』は、日本赤十字社本社の資料展示室に、2 冊が納められている。
- (10) 前掲『ビルマ従軍日記』2-4 頁。
- (11) 前掲『ビルマ従軍日記』60 頁。
- (12) 前掲『太平洋戦争（下）』172 頁。
- (13) 前掲『太平洋戦争（下）』172 頁。
- (14) 会田雄次『回想アーロン収容所』角川書店 1979 年 6 月 191 頁。
- (15) 前掲『ビルマ従軍日記』105 頁。
- (16) 前掲『ビルマ従軍日記』105 頁。
- (17) 前掲『回想アーロン収容所』97 頁。
- (18) 同書『回想アーロン収容所』101 頁。
- (19) 同書『回想アーロン収容所』101 頁。
- (20) 同書『回想アーロン収容所』101 頁。
- (21) 同書『回想アーロン収容所』101 頁。
- (22) 同書『回想アーロン収容所』101 頁。
- (23) 同書『回想アーロン収容所』99 頁。
- (24) 同書『回想アーロン収容所』99 頁。
- (25) 同書『回想アーロン収容所』99 頁。
- (26) 前掲『ビルマ従軍日記』71 頁。
- (27) 日本赤十字社『遺芳録殉職救護員』日本赤十字社 1963 年 5 月 356 頁。
- (28) 前掲『紅染めし』158 頁。
- (29) 前掲『遺芳録殉職救護員』222 及び 229 頁。
- (30) 前掲『遺芳録殉職救護員』222 及び 225 頁。
- (31) 前掲『紅染めし』164 頁。
- (32) 前掲『遺芳録殉職救護員』227 頁。
- (33) 前掲『紅染めし』165 頁。
- (34) 前掲『遺芳録殉職救護員』223 頁。
- (35) 前掲『遺芳録殉職救護員』230 頁。
- (36) 前掲『紅染めし』164 頁。
- (37) 前掲『ビルマの風鐸』71 頁。
- (38) 前掲『ビルマの風鐸』71 頁。
- (39) 同書『回想アーロン収容所』212 頁。
- (40) 前掲『遺芳録殉職救護員』356 頁。
- (41) 前掲『紅染めし』56 頁。

第四章 戦後の中国における元日赤従軍看護婦の状況

南方と中国に派遣された日本赤十字社従軍看護婦の、戦後の状況には2点の大きな違いがある。1点は、終戦直前の敗戦状態に至る過程である。南方では、赤十字のマークをつけた病院を攻撃され、転進したジャングルの中を彷徨よったが、中国では1945年8月9日にソ連軍の攻撃を受けるまでは転進移動することはなかった。2点目は、戦後の状況の違いである。戦後、南方では連合軍に救護され、逐次帰国したが、中国では一部の日本赤十字社の元従軍看護婦は八路軍に約1年から13年間留用されたことである。日本人を留用したのは八路軍だけではなく、国民党軍も日本人を留用したことが聞き取り(1)や手記(2)から判明しているが、ここでは満洲を中心に、中国における日本赤十字社従軍看護婦の、終戦後約13年間の状況をもとに、八路軍による留用に限定して述べる。八路軍は、職業・年齢・医療資格の有無に関わらず、日本人を中国に留め置き労働を強要したが、このことを「八路軍による日本人留用」とする。満洲では、留用される前に、終戦直前の1945年8月9日、ソ連軍に侵攻された。日本人の盾となるはずの関東軍は戦うことなく逃避し、満洲国は敗戦同様の状態となった。ソ連軍は日本人を帰国させることなく中国に留めた。このことは、中国に、日本赤十字社元従軍看護婦を留用する機会と期間を与えることとなった。

1. ソ連軍侵攻と関東軍

1) ソ連軍侵攻を受けた病院と救護班

「表2-1」によると、中国に派遣された救護班数と救護員数は、1937年8月1日から1945年8月1日までに286個班6768名であった。最も多い地域は中支の114個班2678名で、次に北支の103個班2483名、次に南支の5個班140名で、満洲国は64個班1467名であった(3)。看護婦や医師を擁していたこれらの救護班は、留用の対象となった。

中国には満洲赤十字病院や南満洲鉄道株式会社の病院や公共の病院の他に、日本軍の陸軍病院や兵站病院、その分院があった。陸軍病院は、『日本赤十字社社史稿』(第5巻)に記載されているものだけでも、満洲国に42施設、北支に31施設、中支に26施設、南支に2施設で、全施設数101施設となる(4)。ソ連軍は陸路3方向と海路1方向から、ハルビン・延吉・吉林・奉天・朝鮮の雄基へと侵攻したことから、満ソ国境のチチハル・ハイラル・孫吳第一・虎林・綏陽・東安・東寧・牡丹江陸軍病院がソ連軍の直撃を受け、日本赤十字社従軍看護婦も多数が落命した。侵攻後、ソ連軍は略奪・強姦の限りをつくし、病院からは医薬品や食糧、ベッド等の機材までもソ連国内に持ち去った(5)。

2) ソ連軍侵攻と日本赤十字社従軍看護婦の状況

1945年8月9日早朝、ソ連空軍は関東軍本部があった満洲国の首都新京を空襲し、関東軍本部に爆弾を投下している。これをソ連機と判断した人は少なく、大勢が米国のB29による空襲だと思っていた。ソ連機だとわかったのは明るくなってからで、ラジオ、新聞の報道による。その頃には既に関東軍は、満ソ国境地帯各地の守備隊からの電話で、ソ連軍侵攻を知っていた。しかし、関東軍の守備隊に対する指令は、「後退せよ」であった。従軍看護婦を含む満洲国の日本人は、守備のための盾をソ連軍侵攻早々に失っていた。

8月9日未明の、ソ連軍侵攻に対する病院の対応はさまざまであった。日本赤十字社元従軍看護婦や満洲赤十字社元従軍看護婦、元衛生兵は手記の中で、当時を詳細に記している。それらをもとに、それぞれの病院での状況を「表4-2 中国に派遣された日本赤十字社

表 4-1 中国に派遣された日赤従軍看護婦のソ連軍侵攻後の動向（手記と聞き取りをもとに）

	班名	病院名	ソ連軍侵攻前からソ連軍侵攻まで	8月15日からソ連軍撤退まで	第四野戦軍による留用
満州	267	ハイラル 陸軍病院 (注1)	担送患者をトラック・汽車で、チチハル陸軍病院へ護送。線路は爆撃で破壊されており列車は脱線。看護婦・軍医・衛生兵はジャラントンの小学校に野戦病院開設。	チチハルの宮前小学校に落ち着き、一週間後チチハル病院部隊と合流した。	昭和21年3月、八路軍の負傷者の看護をした。背後に銃を突きつけられ、振り向くこともできなかった。反抗すれば銃で撃たれるという恐怖心で、常に警戒心をもって行動した。
	419	新京第二 陸軍病院 (注2)	伝染病棟：チフス・パラチフス・発疹チフス・赤痢・脳脊髄膜炎等。	日本と違い、切符制度ではなく、何でも自由に購入できた。贅沢な商品が多く陳列してあった。	昭和20年11月、延吉の旧日本軍兵舎に傷病兵と医療関係者が収容された。広い兵舎の中に暖房器具は2、3のペチカと1、2個のストーブだけで、室温は零下10何度であった。
	425	興城 陸軍病院 (注3)	新しい任務を受けて移動の準備中。	重症患者は足手まといになるので、薬か注射で永遠に眠らせておいてゆく（重症病棟に勤務していた同僚のことば）。ソ連兵が入ってくると、マンホールに隠れた。	敗戦から一ヵ月位で、八路軍の捕虜となった。満州をぐるぐる回り、南へと進み、海南島に渡る所まで行った。昭和28年8月帰国。
	425 472	東寧 陸軍病院 (注4)	4月頃から軍命で荷造り作業、負傷兵を後方の病院へ護送。7月には病院は間島省竜井県まで南下し、中学校と女学校に臨時病院開設。	8月9日から牡丹江より多くの負傷兵が担ぎ込まれた。秋には延吉捕虜収容所に収容された。	
	453	東安 陸軍病院 (注5)	8月8日午前、病院解体作業中にソ連機の爆音が聞こえた。23時軍用列車で出発し、爆撃された。	兵士に「牡丹江へ行けば何とかなる」と励まされ、牡丹江を渡り、牡丹江第一陸軍病院に後退。	昭和33年帰国。
	465	綏陽 陸軍病院 (注6)	8月9日朝、炊事場の横に爆弾落下。重症者は汽車で、独歩患者は看護婦・衛生兵と共に牡丹江へ南下した。	牡丹江へ後退の途中、ソ連軍から逃れ、20日間余り山中をさまよった。涼しくなった頃、掖河の捕虜収容所に収容された。	医療関係、土木関係の技術者は、留用という名目で残され、働かされた。中国人・韓国人・日本人がそれぞれ異なることば・風習のため、種々の問題が起こった。習得した中国語の日常会話で、中国人に技術を教えた。
	470	虎林 陸軍病院 (注7)	8月9日未明、応援のため転属した樺林陸軍病院で攻撃される。 (8月10日、虎林陸軍病院へ復帰。)	8月15日、牡丹江第三陸軍病院へ後退。23時過ぎ、大雨の中、無蓋貨車でハルビンへ後退。貨車は追撃され、負傷者が寝ている高さまで雨水がたまり、傷口に蛆がわいた。 20日夕方、ハルピン満赤病院へ負傷者を護送後、日本軍防疫給水部跡、海林、拉古の収容所に収容された。	

?	虎林 陸軍病院 (注8)	牡丹江第一陸軍病院に後退、	市街戦の負傷者をハルビン陸軍病院へ護送。(8月17日、空き家となっていたハルビン陸軍病院跡に、チチハル陸軍病院部隊が再開していた。)搬送後、杏樹陸軍病院部隊と共に給水防疫部に入り、海林、拉古の収容所に収容された。	昭和28年帰国。 昭和33年帰国。
633	チチハル 陸軍病院 (注9)	8月9日朝、病院の近くに爆弾落下。車輛をやっと集め、数百名の負傷者を乗せ南下させた。動かすことのできない重症患者は、納得させて注射で永眠させた。	チチハルからハルビンに向かい南下。ハルビンに到着したとき、ハルビン陸軍病院は空家になっていた。	昭和29年9月帰国。
	(注10)	札幌屯付近から興安嶺にかけて、広大な地下陣地を構築中であった。8月8日以前、毎晩のように、照明弾が打ち上げられていた。3晩かけて重傷者を担架にのせて自動車に積み、駅から汽車に乗せ(第二の後送列車)出発した。病院に残されていた患者たちは、陸軍看護婦長を長として8月14日ハルビンへ出発した。	8月16日ハルビンに到着。駅は込み合い、先に出発していた第二患者後送列車がまだ引っ込み線に止まっていた。空っぽになった陸軍病院跡に入る。働ける人は病院にいついて一緒に働いた。敗戦で自棄になっていた元日本兵たちもまとまりを見せ始めた。中堅の下士官たちは、夜は、女性達をソ連兵の目の届かぬ所に隠してくれた。赤痢、発疹チフス、ジフテリア等が集団発生している。	昭和21年春、八路軍が街に入ってきて、病院が接収された。八路軍は、協力してくれるなら、技術者として待遇し、必ず生活を守るであろうと、ことばを重ねて説得した。暴力的でなく、威嚇的でもなく、あくまで説得しようとした。八路軍は、従うことを決めると、給料を先払いして、軍票を支給した。 昭和28年帰国。
	(注11)	終戦間近の頃、患者を南下させた。病院裏から貨車に乗った。避難民が多く、すし詰め状態であった。そのとき、香水のようなビンに入った青酸カリを一人ずつ持っていた。将校らは家族を連れ、列車で行った。	ハルビンに着いたとき、陸軍はいなかった。裏庭に穴を掘り、死亡した人を毛布に包んで入れた。ソ連軍が軍医も衛生兵も連れて行った。	病院をつくるからと連れまわされ、東安の山の中に学校を改装して、病院や手術室をつくった。 昭和28年帰国。
638	孫呉第一 陸軍病院 (注12)	重症者は開戦前に南下していた。大きな壕ができており、機銃掃射を受けながら、負傷兵と共に全員無事に壕(陣地)に到着した。	壕(陣地)から降り、ソ連軍捕虜となり一ヶ月程苦力小屋で生活した。9月末、南下し北安の陸軍病院と合併した。	昭和21年、南下問題がおこり、ハルビン駅で鳥取班数3名が南下し、八路軍に留用された。八路軍兵士の創も蛆虫がぎっしりついてた。
640	延吉 陸軍病院 (注13)	昭和20年8月8日、病院近くまでソ連軍機が飛来し、間断なく機銃を掃射した。非番の者も防空壕を掘った。前線から多くの負傷兵が護送されて来た。	病院長から無条件降伏を知らされて数時間後、原住民の暴動が起こり、家具類や畳や私物まで持ち去られ、延吉神社が放火され、宮司が銃殺された。ソ連軍進駐後は、捕虜収容所となった。ソ連国境から護送されてくる患者の創部は化膿し蛆虫が血管にまでくいこんでいるものもあった。昭和21年の春には、数千名いた患者が数十名になった。	昭和21年4月留用。日本人家族とともに帰国しようと言われたが、仲間のことを考え、八路軍に留まった。昭和32年から助理医となり、昭和33年帰国。

		ハルピン赤十字病院 (注14)	昭和20年8月8日、関東軍命令で全職員111名が応召。一般の入院患者700名は市中の病院へ転院させ、ソ連軍との戦闘による負傷兵を収容した。	毎日、次から次へと関東軍の傷病兵が日赤看護婦と衛生兵に護送されてきて廊下にまで収容した。日赤看護婦と衛生兵は、傷病兵を押し付け、日本に帰った。	熟練看護婦として認定され、150名ほどの中等度・軽程度の負傷兵を治療看護した。 昭和28年帰国。
	衛生兵	牡丹江第一陸軍病院 (注15)	約1000人の重軽傷患者をハルピン第一陸軍病院まで護送。ハルピンは大雨で水浸しであった。ハルピンから帰ると、牡丹江は爆撃・砲撃され、看護婦も家族もハルピン・敦化・吉林に後退した。	拉古収容所病院の捕虜となった。雨露をしのぐだけの建物で、設備も薬も満足な食事もない。看護の甲斐もなく、一人一人と死亡していった。11月、牡丹江第一陸軍病院に移ると、ハルピン第57陸軍病院部隊が病院を再開していた。死亡者があまりに多いので、死体解剖をして死因を調べた結果、栄養失調死が多いとわかり、それから、若干給与が改善され、同時にソ連軍の軍医や看護婦が病棟に配置され、共同で診察にあたるようになった。	八路軍には、日本の降伏直後、八路軍に逃げ込んだ旧満軍の兵士や警察官などもおり、日本語の話せる者も多く、話は通じた。 八路軍の指示で、農耕班・板金班・労務班・医療班・合作者などの自活班を編成した。農耕班は近くの畑を耕して野菜をつくり、板金班はブリキを集めバケツやたらいを作って売ったり、病院で使うメスや鉗、ピンセットをつくった。労務班は近くの謝家溝部落で農作業の手伝いをして賃金を得、医療班は謝家溝部落の医療にでかけ、収入は医療班が一番多かった。合作者は牡丹江市街に出て、理髪・時計修理等のそれぞれの技術を生かして収入を得た。
華北	238	天津陸軍病院 (注16)	昭和18年1月2日、病院が八路軍の攻撃を受けた。	昭和20年8月15日から、連日多くの傷病兵が護送されてきた。9月29日、上海第159兵站病院で勤務。昭和21年4月、内地送還患者の護送をし、帰国。	
華中	419	旅順陸軍病院 (注17)	後送されてくる患者はほとんど顔面蒼白で衰弱しきっており、不安におびえているようだった。	8月に入り、護送されてくる患者が急に、日ましに増えた。また、ソ連軍に立ち退きを迫られ、「入院中の重症患者は青酸加里で……」と誰言うともなく、そんなささやきが伝わったが、真相はいまだにわからない。	昭和21年3月22日、班から看護婦7名をだすことになった。配属先の病院から、軍医、衛生兵、看護婦、軽症患者80名ぐらい留用された。八路軍では朝は6時半に起きて、八路軍兵士とともに駆け足から始まった。
	552	漢口第一陸軍病院 (注18)	昭和20年春、日本租界が空襲を受ける。	中国人が入城、病院は取り上げられ、捕虜〇〇号と胸に名札をつけられた。近くの日本人中学校の跡で病院を開設、前線から多くの兵士が護送され、病室はいっぱいになった。兵士は栄養失調で顔がはれ、虱でおおわれていた。	昭和21年4月、帰還命令がでた。伝染病の患者だけを残し、5月25日、上海を出航し、5月30日に博多に上陸した。

- 注1) 元日赤従軍看護婦の会 昭和60年8月15日『日本赤十字従軍看護婦 戦場に捧げた青春』 元日赤従軍看護婦の会 P.254-258
- 注2) 同上 P.41-42
- 注3) 元日赤従軍看護婦の会 昭和60年8月15日『日本赤十字従軍看護婦 戦場に捧げた青春 第二巻』 元日赤従軍看護婦の会 P.287-289
- 注4) 元日赤従軍看護婦の会 昭和60年8月15日『日本赤十字従軍看護婦 戦場に捧げた青春』 元日赤従軍看護婦の会 P.128-129
- 注5) 同上 P.134
- 注6) 元日赤従軍看護婦の会 昭和60年8月15日『日本赤十字従軍看護婦 戦場に捧げた青春 第二巻』 元日赤従軍看護婦の会 P.62-66
- 注7) 元日赤従軍看護婦の会 『日本赤十字従軍看護婦 戦場に捧げた青春』 元日赤従軍看護婦の会 P. 2-9
- 注8) 同上 昭和60年8月15日 P. 12-13
- 注9) 元日赤従軍看護婦の会 昭和60年8月15日『日本赤十字従軍看護婦 戦場に捧げた青春 第二巻』 元日赤従軍看護婦の会 P.31、P.34 P.308-309
- 注10) 永田龍太郎 昭和52年12月10日『紅染めし』株式会社永田書房 P.207~P.209
- 注11) T. H、2005年5月11日(土)に聞き取りした内容の一部である。T. Hについては、本文の(注14)を参照。
- 注12) 元日赤従軍看護婦の会 昭和60年8月15日『日本赤十字従軍看護婦 戦場に捧げた青春 第二巻』 元日赤従軍看護婦の会 P.262-265
- 注13) N. T、2001年8月に聞き取りした内容の一部である。N. Tについては、本文の(注21)を参照。
- 注14) 大城君子、2005年6月6日(火)に聞き取りした内容の一部である。
- 注15) 横山申子蔵 昭和61年4月15日『流転の青春』信都凸版印刷株式会社 P.136 P.147~ P.153 P.171 P.174
- 注16) 元日赤従軍看護婦の会 昭和60年8月15日『日本赤十字従軍看護婦 戦場に捧げた青春 第二巻』 元日赤従軍看護婦の会 P.323
- 注17) 元日赤従軍看護婦の会 昭和60年8月15日『日本赤十字従軍看護婦 戦場に捧げた青春』 元日赤従軍看護婦の会 P. 51、P. 53、P. 55
- 注18) 元日赤従軍看護婦の会 昭和60年8月15日『日本赤十字従軍看護婦 戦場に捧げた青春 第二巻』 元日赤従軍看護婦の会 P.326-327
- 注19) ゴシック体は聞き取りの内容である。
- 注20) 空白は、聞き取りおよび手記等から情報が得られなかった場合である。

従軍看護婦のソ連軍侵攻後の動向（手記と聞き取りをもとに）」としてまとめた。

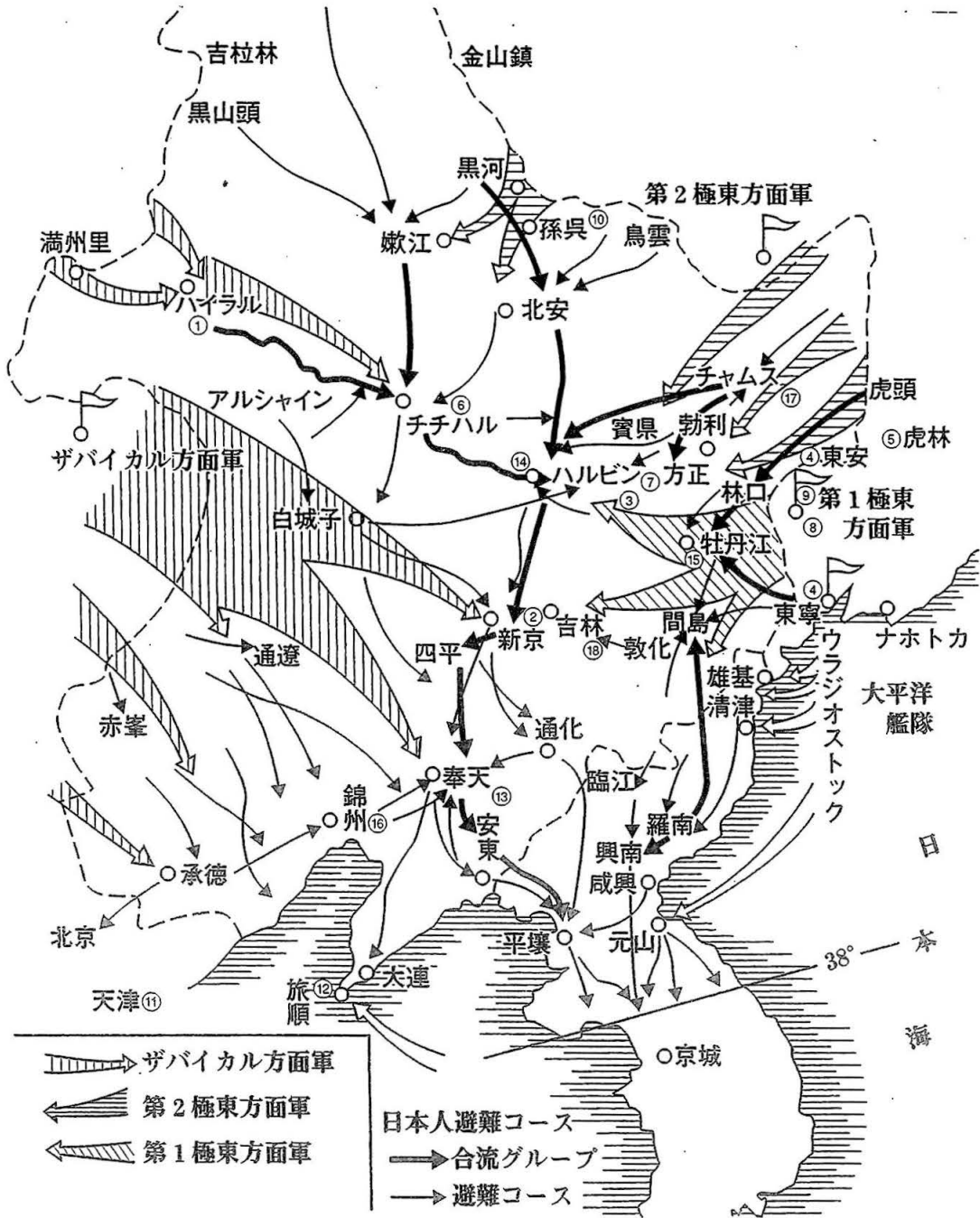
ソ連軍参戦は1945年秋季以降1946年春と推測されていたためか、ほとんどの病院が全く備えのない状態で、ソ連軍の攻撃に晒された。当時、日満の海上交通を担当していた岡晴之は、「海上交通の緊迫を伝える極秘電報が毎日きて、このままでは間もなく日満海上交通は全滅し、満洲は孤立するという状況になっても落ち着いたもので、殆ど毎日のように宴会していました。」(8)と話す。

1945年ソ連軍侵攻当日未明は第639救護班配属の虎林陸軍病院では、傷病兵を運んで防空壕と病棟の往復を繰り返した。8月14日に「患者、看護婦は牡丹江まで撤退するように」との命令により移動し、8月15日の夕方から牡丹江の野戦病院で負傷兵の手当てをした。「15日午後11時過ぎには牡丹江もどうにもなくなっていて、ハルピンに患者を護送するようになった」(9)。当時は、虎林陸軍病院だけでなく、満洲の殆どの病院が、突然の攻撃に混乱していた。侵攻に備えて避難の準備をしていた病院はほとんど無いに等しかったが、鳥取第636救護班が配属された孫呉第一陸軍病院では、「重傷者は開線前に南下」(10)しており、「開戦後間もなく、軽症患者と共に陣地に入ることになりました。病院を出発すると直ぐソ連の機銃掃射を受けた。(中略)各壕は内科、外科手術室に分かれており、とても大きな壕でした。我々の知らない間に、戦争の準備は着々となされていたのです。」(11)と、ソ連軍攻撃に対する準備をしていたと思える病院もある。

ソ連国境近くの病院に配属された日本赤十字社元従軍看護婦の手記には、「南下」ということばがよく使われている。「南下」とはソ連軍を逃れ、その地からハルピンや牡丹江、さらには新京や奉天を目指し、より南方に向かうことを言う。病院部隊は重症患者を護送して、開拓団の人々とともに、申し合わせたように牡丹江やハルピンを目指している。牡丹江へ行けば何とかなる、ハルピンに行けば何とかなると、ひたすら、牡丹江とハルピンを目指し南下した。牡丹江は北満の交通の要地で、軍司令部や陸軍病院、材料廠等、重要施設の多い大都市で、ハルピンにはハルピン陸軍病院やハルピン赤十字病院があったことによる。しかし、「図4日本赤十字社従軍看護婦が配属された病院、ソ連軍満洲侵攻路及び日本人避難路」からわかるように、南下の避難路とソ連軍の侵攻路は重なり、病院部隊も開拓民も、ソ連軍の攻撃を繰り返し受けることになった。生活の拠点としていた地で攻撃され、逃げる途中で掠奪暴行にあった。関東軍の主力部隊はソ連軍侵攻とほぼ同時に後退していたが、取り残された少数の関東軍前線部隊もソ連軍に敗戦し、同様に満洲国中心地に向け後退している。しばらくの間、避難民と同行した部隊があったが、それは避難民に隠れて後退するためであったと言う。避難する開拓民は後退途中の部隊に遭遇し、「助けて」と懇願している。しかし、「そんな命令はうけていない」と突き放されたと言う。避難する開拓民は失望とさらなる恐怖のなかに引き落とされた。家も衣服も食糧も失い、満洲の荒野に放り出された女子供と年寄りだけの避難民には守る盾が全くなかった。病院部隊の中にいた元従軍看護婦には、まだ病院の壁と衛生兵や戦傷病兵という守りと、「看護を続けなければならない」との強い思いが盾となっていた。元従軍看護婦は残った軍医や兵・市民団体と協力し、小学校や高等女学校跡に病院を開設維持した(14)。

ソ連軍侵攻時、満ソ国境付近や牡丹江・ハルピンには珍しいと言われる土砂降りの雨が甕いている。重傷者は、この雨の中を無蓋列車で護送された。第二次世界大戦中、連合軍においても消毒液が不足し、看護婦たちは水で創部を洗い流し、創の化膿を予防したと言

図 4-1 日本赤十字社従軍看護婦が配属された病院、およびソ連軍の満洲侵攻、および日本人避難路



陸軍病院・満州国赤十字病院			
①ハイラル陸軍病院 ハイラル赤十字病院	⑤虎林陸軍病院 虎林赤十字病院	⑩孫呉第一陸軍病院 孫呉赤十字病院	⑮牡丹江第一陸軍病院 牡丹江赤十字病院
②新京第二陸軍病院 新京赤十字病院	⑥チチハル陸軍病院 チチハル赤十字病院	⑪天津陸軍病院	⑯錦州赤十字病院
③興城陸軍病院	⑦ハルピン赤十字病院	⑫旅順陸軍病院	⑰佳木斯赤十字病院
④東安陸軍病院	⑧綏陽陸軍病院	⑬奉天赤十字病院	⑱豊満赤十字病院
	⑨延吉陸軍病院	⑭呼蘭赤十字病院	

注 1) 中島義雅『戦史叢書関東軍<2>関特演・終戦時の対ソ戦』(注39参照) P.410を改変した。
 注 2) 岡晴之『青春萬里』(岡晴之 1988年 8月) P.92を引用作成した。

う。水は重要であった。しかし、当時、満州では水は大地から菌を含む水となって臥床している兵士を浸水し、創部を汚染した。空からは雨水となって、兵士の体熱を奪い、体力を消耗させた。列車はソ連軍の追撃を受けながら目的地にたどり着いたが、多くの兵士がこの間に死亡した。

大城君子⁽¹²⁾は、満ソ国境の陸軍病院から南下した病院部隊のなかには、負傷兵を引き渡すと病院には留まらず南下した病院部隊があった、言う。引き渡された負傷者の状態や手記、元従軍看護婦の記憶からたどると、恐らく虎林陸軍病院部隊ではなかったかと推測される。虎林陸軍病院配属の元従軍看護婦は、ハルピン赤十字病院へ患者を搬送後、日本軍防疫給水部跡に入り、海林、拉古の収容所に収容され、ソ連軍撤退後は八路軍に留用されている。ハルピン赤十字病院では患者収容で混乱する中、満系の中国人従業員が次々に造反し、收拾がつかない状況であった。さらには、病院周辺には暴動が発生していたこともあり、看護婦不足と次々に収容される患者とで混乱し、連絡の不足で生じた誤解であろうと考える。

綏陽陸軍病院に配属された中垣貞子は、患者のことを思って若干遅れて部隊を出て、ソ連軍の戦車に包囲され死亡した婦長以下6名の看護婦のことが、「毎年8月になると必ず思い出されて、何も話したくないのである。(中略)発疹チフス、赤痢、などの伝染病が発生し、死者も多くなり遺体の処置に困り、山の中へも運んで行き、『ごめんなさい』と言いながら、置き去りにしたこともあり、今も胸が痛みます。」と記す⁽¹⁵⁾。

ソ連軍は満州のほとんど全土を戦地と変えた。突然に野戦病院と化した病院のなかで、負傷兵を搬送し、搬送できない重症者はそのままにして南下した。その途中、銃撃のなか、中垣貞子は方向もわからなくなり、助けを求める人のそばを通りぬけ、同僚が銃撃や爆弾を受け一瞬で飛び散る様子を目前で見ています。H. Tは「生きて俘虜の辱めを受けることなく」と決心し、患者を連れ病院を離れた。しかし、銃撃のなかで死を目前にしたときはおびえ、「逃げろ」といわれると、「逃げていいの」と一瞬考え、「逃げていいんだ」と思い、逃げた。この時のことは、いつになってもことばに出して言えず、今も当時の恐怖を感じ、常に詫びていると話す。

満洲国の延吉陸軍病院に配属された津村ナミエは、「8月9日にはソ連軍が満洲へ攻め入り、武器・食糧だけでなく、医薬品・医療機器、シーツ類など取り外すことのできるものは全て持ち帰りました。延吉にはソ連軍司令部がおかれたためか、牡丹江などと異なり戦闘はありませんでしたが、労働者としてシベリアへ送られ病気になった日本人捕虜が送り返されたため患者が増え、食糧もソ連軍が持ち去ったため、医薬品の不足と飢餓で死亡者数は満洲で最も多くなりました。看護婦は白衣のポケットに大豆を入れ、少しづつ嚙んで空腹に耐えていました。」⁽¹⁵⁾と話す。

ソ連軍侵攻とほぼ同時に、新京に爆弾が投下されたが、満洲赤十字本社はまだ機能していた。1945年3月に卒業し、ハルピン赤十字病院に勤務していた大城君子も他職員とともに関東軍の命令で応召したと述べている。しかし、軍が直接、救護班を召集することはないことから、また、ソ連軍侵攻を国境守備隊の電話で既に承知していた関東軍は、当日後退命令をだしていることから、救護班の召集はしていないと判断できる。大城君子の言う応召は、「根こそぎ動員」によるものと考えられる。

1945年7月、ソ連軍侵攻1カ月前に、関東軍は「根こそぎ動員」として、満洲国の日本

人成人男子 35 万名中 20 万名を召集したが、8 月 9 日のソ連軍侵攻により、さらに 18 歳以上の男子を全員召集した。大城君子の言う、ハルピン赤十字病院全職員召集の命令も、この時の召集によるもので、満洲赤十字社が機能していたことにより、ハルピン赤十字病院全職員召集の命がだされ、応召するに至ったのであろうと考える。開拓民が女子供年寄りだけの集団となったのも、この「根こそぎ動員」による。

この後、ハルピン赤十字病院全職員はソ連軍指揮下に入り、入院中の独歩護送患者は退院させ、担送患者はハルピン市立病院と満鉄病院に移送し、ソ連軍の戦闘による負傷兵を収容した。1945 年 8 月からは、日本人傷病兵が捕虜として収容されている海林収容所で、同年 11 月からは牡丹江収容所で救護活動を行うことになった。

1945 年 8 月下旬から、1946 年夏秋まで、ソ連軍は兵や衛生関係者を強制連行した⁽¹³⁾。小林清子他編集『続々ほづつのあとに』(アンリー・デュナン教育研究所発行)によると、海林収容所は軍医 1 名と数名の衛生兵のみであった。水が不足し、負傷兵は寝返りも出来ないほどぎっしりと収容され、衰弱し食事を与えても嘔吐し、注射に頼るしかない状態であった。看護婦は泥水から飲料水をつくったり、リングル液を注射するための準備をしたりした。牡丹江収容所も海林収容所と同様に患者が 1500 人以上で、暖房設備、食料、医薬品が不足し、海林収容所と変わらなかった。1946 年 5 月、ソ連軍撤退後は八路軍に引き継がれた。

食糧もなく体力が急激に消耗するなか、最も恐れるものは伝染病の発生である。ソ連軍は軍医が到着すると最初に虱の駆除を繰り返し、全身消毒と言ひ、衰弱しきった身体に消毒液を浴せた⁽¹⁶⁾。しかし、効果はなく、10 月には発疹チフスが蔓延した。零下 30 度から 40 度の気温のなか、住居や衣類を焼かれた人々は発疹チフスによる死者が着ていた衣類を剥ぎ取りそのまま着用した⁽¹⁷⁾ ことから、感染はさらに拡大した。避難民は着の身着のままであった。チフスによる死者の衣類の着用は、満洲全土でおきたのであろう。極寒の中で感染が拡大したことがそのことを語る。満洲における発疹チフスの蔓延は、栄養状態の悪化、不潔な環境の他に、寒さという気候環境も大きな原因であった。戦後の満洲では、食糧難と零下 40 度の気温のなかを生き延びなければならなかった。ソ連軍侵攻を逃れ、南下するために銃撃と雨の中を移動したことで、既に体力は消耗しており、兵士も一般の人々も、誰に気付いてもらうことなく死亡した。人々が発疹チフスで次々と死亡するなか、日本赤十字社元従軍看護婦も発疹チフスで死亡している⁽¹⁸⁾。H. T は、虱、蚤につかれないうようにするため、ナフタリンを袋に入れ、首から臍のところにかけていたと話す。効果の有無に関わらず、予防策を考え、また実行するための材料があったことが、一般の人々に比し、従軍看護婦の死亡数を低く抑えられた理由であろうと考える。

ソ連軍の攻撃が終わった後は、略奪暴行が続いた。元従軍看護婦は日本兵からソ連兵が近づいたと知らされると、ベッドの下に隠れ、あるいは患者を装いベッドの中にもぐり身を隠した。海林収容所の医師が、高知 470 救護班の元従軍看護婦に対し、「ソ連軍の看護婦を出すようにという要求を拒否せず受け入れるように」と言ったが、これに対し、日本赤十字社の元従軍看護婦は初めて従うことなく強く拒否した⁽¹⁹⁾。

大城君子は、当時のことを、「ソ連軍司令部は看護婦の名前を知っており、看護婦を出すように言ってきましたが、病院長がソ連軍司令部の要求は拒否しました。誰か看護婦の名前を教えた人がいるのではないかと思います。」と話す。

義勇隊⁽²⁰⁾として渡満し衛生兵となった横山甲子蔵は、「隊長は常に毅然たる態度でソ連側との交渉に当たっていたので、幸いこの収容所では女性の犠牲者はでなかった。各地でソ連兵の婦女暴行の話や、この魔手から身を守るため自決したなどの話を聞く(中略)」⁽²¹⁾と記す。日本軍・邦人だけでなく、中国人に対しても無謀行為は行われ、なすすべが無かった。

ソ連軍侵攻を免れた地域もあった。1944年5月から1946年4月まで河南省新故(しんごう)の陸軍兵站病院配属された岩橋美知子は、聞き取りで以下のように話した。

「他の兵站病院や兵站はどうだったか、わからない。新故にはソ連軍は来なかった。他の地域では飢餓状態であったが、新故は兵站があったから食物もあり、困らなかった。しかし、医療品は、戦後兵站を開放したとき何もなかった。戦後は食べたり飲んだり運動会をやったりと、楽しかった。白いネルで寝巻きをつくったこともあった。終戦後は、土地の人に丁寧にし、中国の人にも分けたので、ひどいことをされなかった。昭和21年4月に食物が尽きたので、帰ることになった。引き揚げてきたときは太っていて恥ずかしかった。」

ソ連軍は満洲および朝鮮に侵攻している。河南省新故は満洲国でなかったことから、侵攻を免れることができた。ソ連軍侵攻が元従軍看護婦にもたらした災害は、中国のどこに派遣されたかにより大きく異なっていたことがわかる。満洲国内であっても、ソ連軍が侵攻しなかった地域があった。黒龍省の小興安嶺の麓に住んでいた大営開拓団もソ連軍による略奪暴行を免れている。

2. 八路軍による日本人留用

1) 八路軍とは

八路軍は中国共産党の軍隊である。中国共産党は1921年7月に上海で創立され、1949年、中国を中華人民共和国として統一した。

1944年の満赤機関誌『仁愛』には、満赤本社救護科書記が見聞記のなかで、「八路軍は匪賊とされ、八路匪と呼ばれ、国境線外に撃退されているらしい。(中略)八路軍の熱河省への侵入工作は地縁関係、民族関係、物資関係であり、八路軍の正体を知っている人は少ない。」と述べている⁽²²⁾。日本人は八路軍を匪賊で、危険な軍隊と認識しており、八路軍に留用されたとき、日本赤十字社従軍看護婦らの多くが、三光政策等による中国人の恨みを恐れ、強い不安に陥った。日本人が八路軍を危険な軍隊と恐れた理由は、八路軍の戦法にある。当時米英国人は、新聞やラジオで「鬼畜米英」と宣伝されていたが、このことはそれほど信用されず、憎まれ恐れられてはいなかった。一方、1937年の日中戦争開戦から3年ぐらい経過した1939年には、戦線は膠着状態となり、八路軍は非常に残虐で、捕らえられると顔面・身体の皮を剥がれるとまで具体的に宣伝されたので、当時、国内にいた日本人の殆どがそのことを信用していた。そのため、八路軍の名前は日本人によく知られていた。しかも、日本軍の前方後方は国民党軍から八路軍に変わり、対戦相手は八路軍だけとなっていた。八路軍の戦法はゲリラ戦で日本軍は手を焼き、そのことで憎しみが強まった。八路軍の捕虜となった日本軍の兵士や、一部の日本人は、当時の共産党中央部の延安に送られ、日本共産党中央委員の岡野進⁽²³⁾が開設した労農学校で政治教育を受けていた。留用された人々が民族幹事と言っているのは、敗戦後、満洲に送られたこれらの人々のことである。

2) 八路軍の中国統一対策

八路軍は、国民党軍に勝利することを「解放」と言った。解放した土地を住民に分配することで共産主義思想の浸透をはかり、民兵組織を育てながら統一を進めた。八路軍幹部は留用した日本人に対し、「八路軍は労働農民の軍隊であり、侵略のため戦った日本の兵隊とは違い、人民解放のために戦っている」(24)と説明している。

八路軍は3、4年の短期間に中国を統一したが、それは土地改革により為し得たものであると言える。当時の中国は人口の90%以上が農民であったが、農地の80%は少数の地主が所有していた。政権政治は不安定で、土地の軍閥がおこす戦争や、日本をはじめ外国からの侵略により、農民は搾取されるのみで疲弊し、生活は苦しく、八路軍に対しても警戒心は強かった。このような状況の中、八路軍は土地改革を実施した。戦勝した土地を全て農民に分配したがそれだけではなく、地主に対する人民裁判を実施した。そのことで、農民は、八路軍が居れば二度と地主時代には戻らないと思うようになった。念願の土地を持つことができるようになった農民は、その土地を守るためには、国民党と戦うことだと思ふようになった。このようにして、八路軍は土地改革を実施しながら、思想統一も進めたのである。

3) 八路軍の呼称の変化

1927年8月、南昌で蜂起した朱徳は「工農紅軍」を創設し、湖南省で秋収蜂起した毛沢東と合流、井岡山を農村革命根拠地とする「工農紅軍第四軍」とした。

1931年8月、日本が満洲を占領する以前は、「工農紅軍第四軍」とは異なる、軍閥軍の「東北軍」により統治されていた。中国のそれぞれの地域には軍閥軍がおり、統治していた。満洲国が成立すると、満洲を追われた東北軍の主力は西安に移ったが、一部は満洲内に留まり、日本軍に抵抗していた。東北軍司令の張学良が西安事件で南京に監禁された後は、共産党の指導を受けるようになった。東北軍の他に、共産党の指導を受けていたのはこの他に、長白山地と松花江流域を根拠地とした「朝鮮人民解放軍」であった。

1945年、日本敗戦後、東北軍と東北抗日联军は合流し、「東北人民自衛軍」となった。同年10月、山東省の八路軍と江蘇省の「新四軍」、延安の共産党中幹部が満洲に入り、「東北人民自治軍」となり、その後、朝鮮人民解放軍も合流した。

「工農紅軍第四軍」の主力部隊は、1937年、盧溝橋事件後の国共合作のとき、「革命軍第八路軍（略称八路軍）」と改称され、南方で戦っていた紅軍は「新四軍」と改称された。毛沢東の「工農紅軍第四軍」の主力部隊は、1937年、盧溝橋事件後の国共合作のとき、「革命軍第八路軍（略称、八路軍）」と改称され、南方で戦っていた紅軍は「新四軍」と改称された。旧満洲に進駐してきた八路軍は、その後も状況の変化に応じて軍を再編成し、名称を変えている。1946年1月4日からは、「東北民主联军」、1948年1月1日からは「東北人民解放軍」、1948年11月1日からは「中国人民解放軍東北野戦軍」、1949年1月15日からは「中国人民解放軍第四野戦軍」と改称した。旧満洲以外の八路軍には、「華北野戦軍・西北野戦軍・華東野戦軍・中原野戦軍」があったが、早くから、「野戦軍」の上に各軍が根拠地名をのせ、例えば、「中国人民解放軍華北野戦軍」と呼称していた。しかし、1949年に中国統一を目指し国民党排除のため長江を越えて中支・南支へ進軍する際、地域名による軍の呼称は不適切として、また、それぞれの野戦軍に所属する兵団の統一を図る目的もあり、番号制とした。西北野戦軍は「第一野戦軍」、中原野戦軍を「第二野戦軍」、華東野戦軍を「第三野戦軍」、東北野戦軍を「第四野戦軍」、華北野戦軍は「総司令部直轄兵団」

とした。留用された日本赤十字社従軍看護婦が八路軍と呼んでいたのは、ソ連軍侵攻以前から東北（満洲）を根拠地としていた「東北野戦軍（新名称：第四野戦軍）」のことである。第四野戦軍の戦いは遼瀋・平津の二大戦役⁽²⁵⁾であり、留用された日本赤十字社従軍看護婦は常に戦闘部隊とともに行軍した。中国における三大戦役は遼瀋・淮海・平津戦役だが、第四野戦軍はこのなかの遼瀋・平津の2戦役を戦った第四野戦軍である。

4) 旧満州国の医療状況と第四野戦軍の傷病兵対策

旧満洲国の医療状況について旧満洲国赤十字社の機関誌『仁愛』をもとに述べる。1939年の旧満洲国の医療機関は、国立病院四施設、市県旗立病院⁽²⁶⁾170施設、公医診療所167施設、開拓地公医診療所67施設、福民診療所90施設、満洲赤十字社・南満洲鉄道株式会社、その他の公立医院119施設、私設社会事業団体の医療機関7施設となっている。また、日本赤十字社従軍看護婦が配属された陸軍病院101施設がある⁽²⁷⁾。満洲赤十字病院および陸軍病院に関しては、「表4-1 中国に派遣された日本赤十字社従軍看護婦のソ連軍侵攻後の動向（手記と聞き取りをもとに）」に1部分を掲載した。しかし、陸軍病院は日本人傷病兵の入院治療を目的としていることから、軍人軍属以外は対象外となる。

満洲国ではないが、河北で、1938年から1940年までの2年間はノーマン・ベチューン⁽²⁸⁾が治療を行っている。ノーマン・ベチューンは、「河北の八路軍の兵員は20万人で、常時入院している負傷兵2500人、医薬品皆無で、正規の中国人医師は5名、未教育の中国人医師50名」と記している。彼は、「学習過程をもつ新しい医学訓練学校を設けねばならない。」と考えたが早世し、実施には至らなかった。

1945年までには満洲赤十字病院の他、ハルピン・新京・佳木斯には医科大学、チチハル・間島省龍井・ハルピンには開拓医学院があり、医師を養成していた。ハルピン医科大学、新京医科大学には中国人も学んでいた⁽²⁹⁾。留用された岡晴之は、中国人民解放軍第四野戦軍関連の第171医院の院長は、そこの卒業生だと話した。

1945年、日本投降後の八路軍の衛生人員は1600人前後であった。中国人民解放軍第四野戦軍（以下、第四野戦軍と略す、八路軍を第四野戦軍と称す）の弱点は「病院と薬」であった。第四野戦軍衛生部は大量の病院を建設する必要があり、そのために満洲に滞在している日本人医師・看護婦を集め第四野戦軍の医療従事者とするなど「五方面」対策により、合計3万3900名の医療関係者を集める計画をたて、1945年12月には実行に移している。「五方面」とは以下の五つの対策のことである⁽³⁰⁾。

- 一、日本敗戦後、中国本土から満洲に来た八路軍などの兵士のなかに1600名の医療関係者がいた。これらを集める。
- 二、満洲各地の中国人医療関係者から、約4000名の参加を求める。
- 三、満洲鉄道株式会社、その他の日本の病院をまるごと接收して八路軍病院とする他、帰国を待っている日本人医療関係者数千人を集めた。共産党の政策を説明し、必要な生活上の援助をし、仕事上は大胆に起用した。
- 四、捕虜となった国民党軍兵士は同じ民族であるから受け入れ教育し、国民党軍の医療関係者500名を集める。
- 五、各地の医科大学や医学校卒業生、軍関係の医学校、医師訓練隊、看護婦訓練隊を終了した者2万3800名を集める。

これにより、1946年末には41病院、収容人員数は6万5000名となり、1947年には54病

院となり、1948年末には60病院、収容人員数は11万2000名と増え、1949年には100万人をこえる傷病兵の収容が可能となった。また、集めた日本人医療関係者数千人に共産党の政策を説明し、仕事上は大胆に起用し、必要な生活上の援助をしたことで、留用された日本人は病院の所長、主治医、看護部主任、看護婦長等の地位につき、大きな貢献をした。

5) 八路軍看護婦

(1) 八路軍に留用された人々

敗戦時、中国全土に居た日本人は軍人、開拓民、政府機関の役人、満洲鉄道株式会社・満洲製鉄会社の従業員、一般民間人、病院関係者であった。これらの人々が、八路軍に留用、或いは雇用された。日本赤十字社従軍看護婦・陸軍看護婦・満洲赤十字社看護婦も八路軍に留用されている。元八路軍看護婦の川畑一子は⁽³¹⁾、1940年4月12日、黒龍省の小興安嶺の麓にある、元満洲国滨江省東興県大営村第九次大営開拓団に家族とともに移り住んだ。大営開拓団はソ連軍侵攻を免れ、被害はなかったが、1946年1月、開拓団団長のもとへ八路軍の軍医が訪れ、「軍の病院で働く要員として18歳前後の男女30名ほど出してほしい。」と日本語で依頼した。礼儀正しく丁寧であったが、開拓団の人々には拒否できないと感じられる強要的なものであった。

川畑一子は、開拓団について、「開拓団と名前はついてはいるが開拓するのではなく、できているものを中国人から取り上げ、或いは安く買い上げ、また、中国人の家を接收して、そこに住んでいた。」と話す⁽³²⁾。

1936年から開始された関東軍の満洲開拓民移住計画により、満人農民の住んでいる部落や農地を強制的に二束三文で買い上げ、そこへ開拓民が入植した。もともとそこに居住し開拓してきた満人は国境へ追いやられ、日本人に対し、強い反感と恨みをもつようになっていた。八路軍の中には満人もいた。このような経緯から、開拓団は全員が、八路軍の申し出を断ると団員500人の命がなくなると考えた。ソ連軍の攻撃で全滅した開拓団があるなか、大営開拓団には全く被害はなかったが、生活の見通しがたたず、いつ帰国できるかわからない状況には変わりなかったこともあり、当時、川畑は14歳であったが、開拓団のためにも自分のためにも、31名と共に、八路軍に入ることを決心した。

八路軍は、病院で働くための要員僅か30名を集めるために、黒龍省の小興安嶺の麓を訪れている。そこにソ連軍侵攻を免れた大営開拓団が生存していることを知っていたからであろう。八路軍は満洲に在留する日本人に関する正確な情報を持っていたと考えられる。また、日本人集団をまるごと留用するのではなく、そのなかの一部分を少人数で留用していることから、八路軍の日本人留用案は緻密に計画されていたと推測される。

(2) 八路軍の看護婦養成

八路軍の病院には、八路軍兵士として留用された日本赤十字社従軍看護婦や陸軍看護婦・満洲赤十字社従軍看護婦がいた。1947年頃になると、八路軍の病院で看護婦資格を得た八路軍看護婦が誕生した。その中には日本人も中国人もいたが、数は明確ではない。川畑は現在居住する山梨県の自宅の後方を指差し、「あそこにも、あそこにも八路軍の看護婦がいた」と言う。1936年には、開拓団は各県単位で移住するようになり、その後は一つの村を分けるという形式で移住するようになっていったことから、帰国後も戦前と同じように、同じ村に、あるいは地域にすむようになったのであろう。近隣に住んでいた元八路軍看護婦は、1953年に帰国後、看護婦免許を申請し、再度看護を学ぶことで看護婦資格を得

ている。1958年に遅れて帰国した川畑は、役所の公務員として勤務した。

「大宮開拓団の男女32名は、賓県の宿舎で自炊しながら看護を学んだ後、病院へ配属される約束であった『中略』(33)が、これに対して日本人の看護婦が反対したため、すぐ病院へ配属されることになった。午前中は病院で勤務し、午後からは看護婦としての勉強をした。約1年半後の年19477月に第1回目の試験があり、川畑を含む5人が合格した。受験者は10代、20代、30代、40代と様々で、合否は筆記試験と普段の態度をもとに判定されたと、川畑は言う。岡は、「八路軍には看護婦を養成する学校もあったが、川畑のように、病院に勤務しながら教育を受けるという方法が一般的だった」と話す(34)。

(3) 第四野戦軍による留用

『中国人民解放軍第四野戦軍衛生工作史』は第四野戦軍衛生部の公式資料である。日本人留用に関する中国側の考えは、「第九章衛生技術幹部政策第三節日本籍衛生技術人員に対する政策」に「留用日本人」として記載されている(35)。この書の編者らは、念入りな調査をもとに、この書を記載したとしているが、留用された日本人の感情は、手記・著書に記載された内容とは異なる部分もある。この書および元日本赤十字社従軍看護婦の手記と、聞き取り調査をもとに、第四野戦軍による留用について述べる。

日本人を留用することは、孫儀之が提案した。孫儀之は、1945年から1948年までは第四野戦軍衛生部副部長であり、1949年からは第四野戦軍后勤部衛生部部长となっている。孫儀之の提案を受け、日本人の留用を実行したのは第四野戦軍である。第一・第二・第三野戦軍も留用したが、その数はわずかで、詳細は不明である。元日本赤十字社従軍看護婦の手記によると、1945年12月10日には留用されている。長期間留用された者と、短期間留用された者がいる。南支に派遣された元日本赤十字社従軍看護婦は、「八路軍に留用されたが、1946年には救護班全員そろって帰国した」と話している(36)。以下、岡晴之の日本語訳の、『第四野戦軍衛生工作史』をもとに述べる。

「第四野戦軍は医療人員の不足を解決するためいろいろな方法で南満洲鉄道株式会社附属病院・赤十字病院・工場の病院、市や県立病院、開拓団の病院、各種の医療関係の大学、製薬工場・衛生関係の工場、日本軍関係の医療機関、合わせて3000人あまり留用した。大部分は、帰国を待っている日本人の中から衛生人員を留用したほか、臨時的な仕事と依頼した後、そのまま留用した。数は少ないが、敗戦後の生活苦から入ってきた日本人もいる。」(37)

敗戦後、留用された日本人は生きがいも生活の保障もなく断ることができない状況下で要請され、帰国を希望しても聞き入れられず、逃亡すると連れ戻された。いずれ駆り出されるのなら先に行ったほうがよいと、第四野戦軍に志願した元日本赤十字社従軍看護婦もいる。ハイラル陸軍病院からハルピン陸軍病院に南下した、T o. Hが所属する第633救護班が配属された病院部隊は、「生活や生命が保持され、新しい刺激によって生きる力が与えられるなら、それもよい。」(38)と、生命や生活の保証のために八路軍に従うことを決定した。

八路軍は日本人を留用するとき、穏やかに協力を依頼する場合もあったが、銃を突きつけ否応なく従うことを強要し、あるいは何百という傷病兵の食糧との交換を条件に留用を受け入れさせたりするなど、様々であった。牡丹江収容所では、日本軍の傷病兵に使用する衛生材料や医薬品の補給が軍に負担となり、傷病兵は退院させ、医療関係者は全員留

用した。南支や中支・北支に派遣された元日本赤十字社従軍看護婦は、帰国のため集結していたときに留用されている。

第四野戦軍が容易に看護婦を集めることができたのは、自分だけ帰国すると残った同僚が苦勞するからと、仲間を思いやる気持ちが強かったことや、敗戦国の国民になった衝撃や、日本軍が中国人に行った非道理で理不尽な行為を思うと、従わなければ今度は自分たちが同じように殺されるとの不安から、生命と生活の保証を得ることができるならとの考えも、留用を受け入れた理由であった。また、留用が八年間以上もの長期間におよぶと考えられなかったことも理由の一つである。しかし、これだけではない。門馬保夫は「八路軍による日本人看護婦の留用に協力した日本人がいた。各収容所で中共軍の日本人抑留に協力したグループの一部は残留し、日本人の思想監督（民族幹事）として君臨した。その他の者は仲間を中共軍に引き渡すと、すぐ引き揚げ者の列に加わり帰国している。（これは当事者が数十年後に得意げに告白している事実からも明白である。）」⁽³⁹⁾と記している。

日本人の思想監督を務めた民族幹事は、前述したように、八路軍の捕虜となった日本軍兵士や一般の日本人であった。民族幹事となったのは、満洲の日本人の大部分が帰国してからで、留用された日本人が10名以上あるいは20名以上いる所に1名ずつ配置され、日本人の責任者として、思想教育を行った。また、これらの一部の人々は、第四野戦軍司令部の民族科で、日本人に関する問題を処理し、1953年の最終となった日本人の帰国も担当した。

留用された1年間ほどは、日本人と、受け入れる中国人の関係はよくなかった。なかには、留用された反感からか、「こんな薄汚い中国人の看護ができるか」と思った日本人看護婦もいた。『中国人民解放軍第四野戦軍衛生工作史資料編』によると、旧日本軍に家族を殺され、あるいは暴行を受けた者は、日本人に恨みを持ち信用せず、一緒に仕事をするのを拒否し、治療を受けることを拒絶した。そのため、第四野戦軍衛生部は中国共産党の指導

に従い、中国人に対して日本軍国主義分子と一般日本人とは別個である、一般日本人は軍国主義の被害者であり、留用されて一緒に働く日本人は革命の同志であると教え、日本人と共に協力しあうように指導した。しかし、すべての中国人がその指導を受け入れたわけではなかった。関東軍第八陸軍病院跡の重症病棟に留用されていた太田善子は、次のように記している。

「患者は抗日精神むき出しで、ベッドの下に皮帯または杖を隠しており、不満があるときは『ピシヤッ』と看護婦のほうに飛んでくる。このような患者は、過去に日本人から非常に虐待された患者であった。敗戦国民である私達は、このような患者に対しても何も言えず、ただ、誠心誠意尽くした。」⁽⁴⁰⁾

中国人のなかには日本人への怨讐を抑えて日本人の看護を受けた者もあり、元日本赤十字社従軍看護婦はこのような中国人傷病兵を誠心誠意尽くして看護した。このことはやがて、留用された日本人と中国人との間に、信頼関係を築ききっかけとなっていった。

（4）第四野戦軍での看護婦の仕事

内戦中、第四野戦軍には、応急処置を受けただけの兵士が、昼夜問わず何百人と運びこまれ、その治療処置に明け暮れた。第四野戦軍の統一戦争の特徴は、ひとつの土地に留まることなく1日30キロ以上の行軍を繰り返したことである。それにあわせ、野戦病院も移動した。到着すると即、負傷兵を搬入する場所を確保するために、3～5名の負傷兵の病

室として使えるように段取りをするため、農民と交渉した。成立すると、人家から人家へと移動しながら看護した。遼瀋・平津の二大戦役とも民家を野戦病院がわりに使うことは同じであった。戦闘の合間に小川で包帯を洗い、病院で働く中国人に看護の技術を教えた。軍隊の宣伝活動も仕事のひとつであり、八路軍幹部が土地の住民を集めて政治に関する話をしたあとに、自作自演の劇や歌や踊りを交えて共産主義思想を宣伝した。戦役の合間の時間は、共産主義思想を理解するための政治学習への参加を強制された。

表 4-2 薪金制（月給制）

		級	分			級	分
護士	医助	10	150	医師	主治医生	20	250
		9	140			19	240
	熟練護士	8	130			18	230
		7	120			17	220
		6	110			医生	16
	正式護士	5	100		15		200
		4	90		14		190
		3	80		実習医生	13	180
		2	70			12	170
	1	60	11			160	

注 1) 岡晴之『青春萬里』（岡晴之発行 1988 年 8 月）422 頁より引用した。

注 2) 医生は正式な医師免許保持者、実習医生は見習い中の医師で経験が長く、医療面の責任者である。

注 3) 護士とは看護婦のことである。

注 4) 地方により物価が異なることから、地方の主食と塩、肉の価格をもとに、基礎金額を一分いくらか決め、基礎金額に決められた給料の分をかけると月額が算出できるしくみとなっている。

1949 年、中華人民共和国として統一されたが、翌年 1950 年に朝鮮戦争が勃発し、病気になった者以外は、帰国はまだ認められなかった。第四野戦軍の主力部隊が義勇軍として、朝鮮に出向いたため、残った第四野戦軍は支援態勢をとり、朝鮮で負傷し後送されてくる患者の治療にあたった。

中国における戦役は終了したが、まだ、留用されていた日本人は 1949 年、中華人民共和国統一後は政治教育を受けた後軍隊から地方勤務へと配置された。例えば、長江水利委員会という、揚子江の水を利用して発電と色々な工事などをする、2000 人位工員のいる診療所へ配置された看護婦の仕事は、工員や家族の病人の診療や治療、予防注射などであった⁽⁴¹⁾。朝鮮戦争による戦傷病兵の救護の目処がついた 1952 年に、留用されていた日本人に対する帰国が許可され、1953 年に大部分が帰国した。

留用された日本人には、中国人と同額の僅かな津貼費（手当）が支給されていたが、中国領土内での戦争は終わり、中国人民解放軍が中華人民共和国の正規軍となるに当たり、留用した日本人への待遇を改善することになり、その一環として薪金制（月給制）が実施された⁽⁴²⁾。岡は『青春萬里』のなかで、「表 4-2 薪金制（月給制）」では、自分の給料

は自分たちで決めることになり、評薪会議を設け、いい点、悪い点、認められる点など出しあい決定したと述べる。

(5) 日本赤十字社従軍看護婦の第四野戦軍に対する感情

「中国の人たちは私たちを人間扱いしてくれるので、『捕虜』という身分でなく、『人間』という身分に帰ったという気持ちになることができた。」⁽⁴³⁾と、本田は言う。他方、「私たちは自ら好んで中共地区に残ったのでも、中華人民解放戦争に従軍したのでもない。」⁽⁴⁴⁾と、元衛生兵の横山は記す。

『第四野戦軍衛生工作史』には、「戦争中、日本人は日本軍部から八路軍は非常に怖い、残虐であると教えられ、それを信じていた。(中略)敗戦直後、多くの日本女子がソ連兵の暴行を受けたので、暴行されるのではないかと、生命の心配はないかと、毎日恐れおののいていた。特に、1946年5月から、旧満州在留一般邦人の帰国が始まったが、留用されているので帰れないとわかると、その不安は頂点に達し、早く日本に帰りたい帰りたいと思い、全く仕事どころではなかった。」⁽⁴⁵⁾と記されている。また、「日本人に対しては、日本民族の習慣を尊重し、辛抱強く第四野戦軍の目的意義を教育した。(中略)日本人の人格と風俗、習慣を尊重することにより、少しずつ日本人の不安は解消され、情緒は安定し、警戒心を解き、団結して任務を遂行するようになり、革命信念にもえ、向上していった。」⁽⁴⁶⁾と、記載してある。

『第四野戦軍衛生工作史』に記載されているように、中国の生活に馴染み、友情を築き、中国への訪問を繰り返すようになった人々も多い。大城君子は、留用されていた間にも働いた人々に中国へ招待されたが、そのとき、中国開放人民軍の一員として大きな功績を残したと、岡晴之とともに中華人民共和国の新聞『洞点』に取り上げられた。大城は、「八路軍での留用生活が帰国後の生活に役立った」と言う。大城も川畑も、旧満州開拓移民団としての生活体験を有し、日本人の移民政策により中国の人々の生活状況が悪化したことを十分知っていた。中国人に対する旧日本軍の心身両面への暴行を見ており、同情や哀れみ、謝罪の気持ちを持っていた。川畑は九才から満州で生活していたこと、大城は救護看護婦養成所で中国語を学び中国語で意思疎通をはかることができたことによる。しかし、中国語を話せるようになり第四野戦軍の生活に順応しつつも、共産主義に同調する日本赤十字元従軍看護婦は第四野戦軍に対する感情は良好だが、共産主義を受け入れられない場合は自己批判や政治学習を批判し、そのことがもとで、日本人同士で対立した。共産主義思想を理解するための政治学習で自分自身を偽ることに忍従を要した。大衆の面前ですべき仕事をしなかったと、「自己をさらけだし」、「反省する」という、自己批評をさせられることを嫌い、共産主義者となったように振る舞う人々は「赤大根」と言われていたと話す⁽⁴⁷⁾。川畑は、「学習したふりをしないと許されなかったと言う印象が残っている」と言う。同じく元日本赤十字社従軍看護婦の宮下美代子は、「八路軍に参加するとき、中国人民を開放する目的で入った人は一人も居ないはずだ。皆、一時の方便で参加したのに、いまさらひとりひとり皆の前に立って、何と言ってもわかりはしない過去のこと等、まことしやかに話し、聞くほうも些細な行動について互いに根掘り葉掘り、非難しあっている。そしてそれは、その場かぎりではなく、何か心のしこりとなって同士に気まずい空気が流れているのだ。」⁽⁴⁸⁾と記す。

この学習は「整訓」と言われ、「整」は思想の整理、「訓」は思想訓練の事で、「整訓」と

は思想の整理訓練期間である。5点からなり、最後の整風運動が、元日本赤十字社従軍看護婦のしこりのもととなった。以下、「整訓」の内容である(49)。

- 一、先の任務の執行状況の検討、反省、自己批判、相互批判、その任務から得られた経験教訓の総括。
- 二、業務学習、任務を達成するための一般的技術学習、病院では医療技術の学習。
- 三、時局学習、中国共産党や毛沢東の声明、指示の内容の検討、討論。
- 四、政治理論学習、各構成員の理解能力に応じたマルクス、レーニン、毛沢東思想の学習。
- 五、整風邪運動、中央が定めるその時の目標、例えば官僚主義反対、群衆規律の遵守等に従って自己の思想作風を徹底的に検討し、相互批判を受ける。

「整訓」の内容は一、二を除くと、思想を統一するものであり、自由な考え方ができなかったことや、行動や思想が管理されることがわかる。

終戦直前のソ連軍侵攻と、第四野戦軍に対する感情には関連性がある。ソ連軍が略奪暴行を繰り返すなかで、部隊長や兵士に守られた元日本赤十字社従軍看護婦の留用に関する感情は良好である。ソ連軍の、「看護婦を出すように」との要求を受け入れよと言う部隊長がいるなかで、ソ連軍の要求を拒否する病院部隊長の率いる病院部隊とともに行動した看護婦たちは安心して仕事をし、第四野戦軍への感情も良好である。満ソ国境の病院に配属され、ソ連軍の攻撃の中、兵士を置き去りにし逃げ惑い、同僚が死亡し、兵士が玉砕した病院部隊の看護婦は、自責と悔恨と恐怖と不安が強いまま留用されたことで、不安は極度に高まり、留用生活の間もソ連軍侵攻に伴い生じた苦痛は癒えず、戦後60年を経過した今も、苦痛を伴う記憶となって残っている。

まとめ

満洲を含む中国には286班6768名(看護婦以外の職種含む)が派遣された。1937年の日中戦争開戦から国民党軍、共産党軍との戦闘は続き、1943年からは米軍の攻撃も受けるようになり、戦傷病兵は増加した。派遣された日本赤十字社従軍看護婦は満洲各地の陸軍病院、兵站病院、あるいはその分院に配属され、看護を続けていた。戦闘や爆撃はあったが、南方ビルマやフィリピンのように、爆撃で日本赤十字社従軍看護婦が戦死することはなく、また南方に比較すると、転進、山岳への逃避はなく、激務ではあったが穏やかな勤務を続けていた。しかし、この状態は、1945年8月8日、ソ満国境より3方向から侵攻してきたソ連軍により破綻した。

中国、特に満洲に派遣された元日本赤十字社従軍看護婦の記載した手記は、ソ連軍侵攻と第四野戦軍の留用に関する内容がほとんどである。元日本赤十字社従軍看護婦は終戦直前からソ連軍の銃撃を受け、避難している。その途中で同僚の死や兵士の死に遭遇している。また、兵士や避難民を置き去りにしたと、自責と悔恨の念に苦しむ。終戦後は敗戦の衝撃とチフスが蔓延する中で病院を開いて看護を続け帰国するときを待っていた。ソ連軍撤退後に第四野戦軍に留用され、中国統一戦争に行軍し、中国統一後も中国の人々の医療面のために働いた。しかし、中国の統一に関わったことを自ら語ることはない。その理由は、ソ連軍の攻撃やソ連兵の掠奪暴行にある。元日本赤十字社従軍看護婦は、当時のこと

を、「食べる物もなく、着る物もない、恥ずかしい負け方をしたから話せない。」と言う。

南方に派遣された元日本赤十字社従軍看護婦は、戦後は連合軍の手厚い看護を受けたが、中国、特に満州では、日本人は僅かな手回り品すら掠奪され、無条件降伏による軍の解体は、満州を無警察状態とした。そのことが、掠奪・強姦の横行、飢餓凍死、伝染病の蔓延へとつながった。このときのことはいつまでも、元日本赤十字社従軍看護婦の記憶から消えることはない。

終戦後、日本人が即、帰国できていたなら、掠奪・強姦も飢餓凍死多く起こらなかったであろう。帰国が遅れた理由は、ソ連軍の、物品だけでなく日本人を抑留し、労働力とする計画にあった。また、八路軍も多くの傷病兵を治療看護する医療関係者を必要としていたことが、日本人の早期の帰国を困難にした。中国に派遣された元日本赤十字社従軍看護婦が苦痛を有しているように、南方に派遣された元日本赤十字社従軍看護婦も記憶から消すことができない苦痛を有す。しかし、ソ連とソ連軍兵士の、敗戦国民に対する行動は、連合軍と連合軍兵士の行動と異なる。この相違が、南方に派遣された元日本赤十字社従軍看護婦と中国、とくに満洲及び北支に派遣された元日本赤十字社従軍看護婦の苦痛とを異なるものになっている。

注

- (1) 日本赤十字社三重県支部救護看護婦養成所を卒業した北川サダ(旧姓松宮)は、1941年4月に三重支部山田病院に勤務、同年8月に応召、東京第一陸軍病院に配属、1943年7月に関東軍旅順陸軍病院に転属、同年8月に奉天陸軍病院に転属となった。1946年5月4日に本部隊引揚後技術留用者として中国政府軍瀋陽陸軍病院に勤務、同年11月1日に留用解除され、胡慮島より帰国した。北川が帰国する際に、無事帰国できるようにと、東北行轅留用日籍技術員管理処処長魏〇鵬とも捺印された「口添書」(No. 1629、中華民國35年10月19日付)と3000円を渡された。
- (2) 元日赤従軍看護婦の会『日本赤十字従軍看護婦戦場に捧げた青春』元日赤従軍看護婦の会 1958年8月 114頁。
日本赤十字社救護班和歌山第468班所属岩本静子は、1946年3月に奉天陸軍病院で、国民党軍の傷病兵を看護した。同年4月に留用を解かれ、11月7日にアメリカ軍軍艦で博多港に帰還したと、手記に記す
- (3) 日本赤十字社『日本赤十字社社史稿』(第5巻)日本赤十字社1969年4月150-178頁。
- (4) 同上『日本赤十字社社史稿』(第5巻)150-178頁。
- (5) 中島義雅『戦史叢書関東軍<2>関特演と終戦時の対ソ戦』(株式会社朝雲出版社1974年6月)408頁。
- (6) 前掲『戦史叢書関東軍<2>対ソ戦備ノモンハン事件』470頁。
- (7) 岡晴之からの聞き取り。
岡晴之 1945年3月、16歳のとき渡満。渡満4ヶ月間は旧満州国政府職員として勤務、ソ連侵攻後1年間は安東で疎開生活を送り、その後八路軍に7年間留用され、護理員班長となった。1958年に帰国し、1963年まで鳴門市役所に勤務した。
- (8) 横山甲子蔵『流転の青春』横山甲子蔵発行 1986年4月123頁。
- (9) 前掲『戦史叢書関東軍<2>対ソ戦備ノモンハン事件』408頁。

- (10) 日本赤十字社『日本赤十字社社史稿』（上巻）日本赤十字社 1911年12月 770頁。
- (11) 前掲『日本赤十字従軍看護婦戦場に捧げた青春』108頁。
- (12) 前掲『戦史叢書関東軍<2>対ソ戦備ノモンハン事件』1974年6月 486頁。
- (13) 前掲『日本赤十字従軍看護婦戦場に捧げた青春』14頁。
- (14) 前掲『日本赤十字従軍看護婦戦場に捧げた青春』（第二巻）333-335頁。
- (15) 津村ナミエ 1922年3月6日生、88歳。香川県出身、日本赤十字社臨時救護看護婦。
1942年看護婦資格取得。1944年、日本赤十字社臨時救護看護婦課程修了。1944年7月召集、香川県支部第640救護班として、延吉陸軍病院に配属。1946年留用1958年帰国。第四野戦軍では助理医として働いた。
- (16) 前掲『日本赤十字従軍看護婦戦場に捧げた青春』（第二巻）47頁。
- (17) 前掲『日本赤十字従軍看護婦戦場に捧げた青春』（第二巻）171頁。
- (18) 『遺芳録殉職救護員』3冊には、38・264・279・453・455（2名）・458・462・541救護班の日赤看護婦9名が、終戦後に牡丹江拉古・延吉・漢口・北安等で殉職したと記載されている。
- (19) 前掲『日本赤十字従軍看護婦戦場に捧げた青春』（第二巻）8頁。
- (20) 正式には満蒙開拓青少年義勇軍という。1932年の満洲国建国以後、満洲への移民は経済事情等により組織的に行われ始めていた。16歳から19歳までの青少年を集め、農業を中心とする開拓訓練や教練・武道の教育を、茨城県内原村にある訓練所で3ヶ月間行い、満洲に送り出した。
- (21) 前掲『流転の青春』141頁。
- (22) 満洲国赤十字社『仁愛』満洲国赤十字社（第6巻第9号9月号）1944年9月 21頁。
- (23) 岡野進は敗戦後、帰国して野坂参三となり、日本共産党議長となった。
- (24) 永田龍太郎『紅染めし』株式会社永田書房 1977年12月 219頁。
- (25) ①遼瀋の戦役（1948年9月～1948年11月）。遼瀋とは、遼寧省の遼と瀋陽の陽であり、瀋陽・長春・吉林・松花江岸に至る東北中心部を開放した。
②平津の戦役（1948年12月～1949年1月）。徐州を解放した。平津とは、北平の平と天津の津であり、張家口・唐山・天津、最後に北平を開放した。この二戦役で中国開放統一戦争は終了し、中華人民共和国となった。
岡晴之『青春萬里』（岡晴之発行 1996年8月 318頁～349頁）を参考に説明した。
- (26) 前掲『仁愛』（第二巻・第二号、二月号） 1971年2月 19-20頁。「旗」は戦前の中国の、「県」に含まれる地方の行政組織。
- (27) 前掲『日本赤十字社社史稿』（第5巻）150-178頁。
- (28) T. アラン、S. ゴードン『偉大なる生涯』東邦出版社 1972年12月 277-279頁。
ノーマン・ベチューン（1890年-1939年）カナダの胸部外科医。中国では「医師白求恩」として慕われている。1935年スペイン・デモクラシー救援委員会が、マドリッドに送る医療班の班長として選ばれ、1936年、46歳でスペイン内戦における傷病者を治療した。スペイン内戦では初めて戦場に血液銀行を持ち込み、輸血を行った。1938年、香港から中国に入り、「医師諸君！負傷者のもとへ！彼らの来診を待ってはならない」との考えに基づき、また、「移動手術班」をつくり、共産党軍の傷病兵を治療した。ノーマン・ベチューンは、治療を通して医師・看護人・看護助手を訓練するとともに、

医療技術者も重要な任務を帯びた前線の兵士であると説いた。

- (29) 前掲『仁愛』(第2巻・第2号、2月号) 1971年2月20-21頁。
- (30) 中華人民解放軍第四野戦軍編写組、陳雲他『中国人民解放軍第四野戦軍戦史』解放軍出版社 1998年10月 140-141頁。日本語訳 岡晴之。
- (31) 川畑一子 1931年3月、山梨県出生。1940年、9才のときに 家族で満洲国滨江省東興県大營開拓団に入植した。14歳で、八路軍の病院に勤務し看護婦の資格を得て、中国全土の病院で13年間勤務し、1953年に帰国した。
- (31) 川畑一子『大河の流れのように』光陽出版社 1999年9月 13頁。
- (32) 前掲『大河の流れのように』71頁。
- (33) 前掲『大河の流れのように』72頁。
- (34) 岡晴之『青春萬里』岡晴之発行 1988年8月 344-345頁。
 護理員とは、看護婦のしたで、「朝洗顔の水を運んで手助けしたり、食事を運んだり、傷病兵と護士との連絡にあたりたり、その他、傷病兵の世話をすること。但し、重病については護士がほとんどの世話をするので食事を運ぶくらいでよい。」と記載されている。
- (35) 前掲『中国人民解放軍第四野戦軍衛生工作史』(資料編) 405-413頁。
- (36) 南支に派遣された救護班も留用されたが、1946年に帰国したと話す。これ以上の聞き取り調査は拒否した。
- (37) 前掲『中国人民解放軍第四野戦軍衛生工作史資料編』(資料編) 406頁。
- (38) 前掲『紅染めし』219頁。
- (39) 門馬保夫『ある中国抑留者の回想録』鳥影社 1999年1月 58頁。
- (40) 前掲『続々ほづつのあとに』96頁。
- (41) 前掲『日本赤十字従軍看護婦戦場に捧げた青春』35頁。
- (42) 前掲『青春萬里』422-424頁。
- (43) 前掲『牡丹江を越えて十七歳の従軍看護婦』101頁。
- (44) 前掲『流転の青春』30頁。
- (45) 前掲『中国人民解放軍第四野戦軍衛生工作史』(資料編) 406頁。
- (46) 前掲『中国人民解放軍第四野戦軍衛生工作史』(資料編) 406頁。
- (47) 旗の色が赤色であることから、共産主義・共産主義者の俗称。共産主義思想は「赤」と言われ、危険なことのように教育されていた。そのようなことから政治学習の辛い時間を終えるために、共産主義の思想を受け入れたように振舞うことを「赤大根」と言っている。
- (48) 前掲『紅染めし』株式会社永田書房 225-226頁。
- (49) 前掲『青春萬里』363頁。

第五章 日本赤十字社従軍看護婦と靖国神社

1. 靖国神社と日本赤十字社

1) 靖国神社のはじまり

東京招魂社は、1869年3月、新政府軍と旧幕府軍の内戦が続くなか、政府軍の戦没者の慰霊と戦意高揚のため、明治天皇の命を受けて造営された神社である。同年6月、大村益次郎は東京九段坂上三番町通旧歩兵屯所跡に、招魂社建立の位置を選定し、15日後の6月27日に竣工し、同年6月29日に鎮座祭を執り行った。この両日の間の、6月28日に戊辰戦争における維新政府軍の戦死者が合祀された。

東京招魂社の例祭日は、鳥羽、伏見の戦が勃発した1月3日、上野彰義隊が壊滅した5月15日、函館五稜郭で旧幕府軍が降伏した5月18日、会津藩が降伏した9月22日と定められた。例祭の日は、内戦が始まった日であり、新政府軍が勝利した記念すべき日であり、国事に際して命を捧げた新政府軍の戦死者に対する慰霊と褒賞の意味合いがこめられている。これら例祭日は、1873年3月の太陽暦改暦の採用により、1月31日、6月9日、11月12日、1月27日、7月4日、11月6日の、年6回に改められた。

大村益次郎は東京招魂社の創建に力を尽くした人物で、1893年に靖国神社の敷地内に銅像が建てられている。兵部大輔として、近代的装備の軍隊の将兵を一般民衆から採用することを主唱し、西洋式装備の軍隊創設を担い、国民皆兵の構想を進めていた人物であった。幕末に招魂場を設けた唯一の長州藩の出身で、招魂祭として戦死者の慰霊と供養をすることが将兵の戦意を高揚することを十分に知り得ており、内戦中に、招魂祭を取り行い、新政府軍を勝利に導いた人物でもある。しかし、1869年11月に刺客に襲撃された傷がもとで落命した。以後、大村益次郎亡き後は兵部省が担ったが、1879年4月28日に兵部省は廃止され、東京招魂社は陸軍省と海軍省の管轄となった。1872年5月、仮本殿を、神明造に倣い、屋根に銅板を葺いた本殿として竣工し、正遷宮祭の祭主は陸軍大輔山縣有明がつとめた。

神社崇拜を進める明治政府は、1872年に、東京招魂社の他にも、明治天皇の命で湊川神社を兵庫県に創立した。この神社は、後醍醐天皇にそむき、光明天皇を擁し室町幕府を開いた足利尊氏に敗れた楠正成を祀る。国事に際しての戦死者を招魂し慰霊供養する神社の社格を決定する際、国民に効果的影響を与えるものであることが必要であるとしたが、招魂社は臣下の人間を祭神とする神社であることから、神社の最高の社格である官幣社ではなく、別格官幣社とした。

戊辰戦争後も内戦が続き、1874年の不平士族による佐賀の乱から、1877年の西南の役、1878年11月の竹橋事件と続き、合祀者数が急増した。

そこで、東京招魂社を「社」から「神社」に格上げすることとし、また、東京招魂社を一般の招魂社と区別する必要から、1879年6月、靖国神社と改称した。「靖国」は、安らかに国を治めることを意味する言葉で、延喜式や日本書紀にもでてくる、古くからの言葉である。改名と共に、社各を別格官幣社とした。

なお、竹橋事件は、東京竹橋の近衛砲兵隊の200余名が給料減額や西南戦争での恩賞の不満等から起きた事件である。直後に軍人訓戒を発し、上官への絶対服従を説き、軍律強化の契機となった事件である。決起した近衛砲兵隊員260余名中、53名が死刑に科された。

国を守るための大切な兵士でさえ、国に逆らうことは認められないことを示す事件であった。

靖国神社は陸軍・海軍の管轄であり、維新政府軍の戦死者を合祀することから、他の別格官幣社とは異なり、祭典は陸海軍2省の官員が執行することが決められた。1910年4月2日には、靖国神社処務規定を制定し、神社に関する事務は陸軍省高級副官が管掌、重要事項は海軍省と合議することが定められ、靖国神社は軍の指揮下にある神社となった。

1879年以降、靖国神社合祀の大祭前日は、官報を通して陸海軍とも休日の達しが出され、大祭の式次第もまた、官報に掲載され、陸海軍大臣をはじめ、将校が列席するようになった。1894年の日清戦争からは、戦死者以外に、戦病死者も合祀することとなった。

2) 「慰霊と供養」から「褒賞と名誉」へ

1869年6月28日の第一回目の、戊辰戦争の維新政府軍の戦死者の招魂祭に始まり、国事に挺して殉難した人々の慰霊と供養が続いた。佐賀の乱、熊本神風連の乱、秋月の乱、萩の乱と、内戦による戦死者が増加した。明治新政府は、1874年の台湾出兵、1894年7月の日清戦争と軍拡をすすみ、1904年2月の日露戦争戦没者は8万8400名以上と急増した。1918年のシベリア出兵では軍人の他、外地で殉難した民間人も、軍属に準じて合祀されるようになった。幕末の招魂祭は慰霊と供養のためであったが、東京招魂社における招魂祭は、天皇が褒賞と名誉を授ける招魂祭となっていった。

靖国神社合祀の歴史は、日本の戦争の歴史でもある。昭和に入ってから、日本軍は戦争へ向かって直進した。1919年に創設された関東軍は、1931年には満洲事変をおこし、1932年には満洲国を建国した。この年から、靖国神社大祭日は全国民の休日とされ、教育の一環として学生生徒児童に参拝を強要した、参拝のときの敬礼は愛国心と忠誠を表すとした。戦死した兵士は、天皇が授ける靖国神社合祀という褒賞を与えられ、国のために命を捧げた名誉ある英霊として、靖国神社の祭神となった。いずれも死後に授けられるものであった。日本軍は合祀の大祭に出席するとともに、遺族も出席できるようにし、靖国神社における合祀の大祭は日本軍の一大行事となった。明治維新から、慰霊と供養のために始まった靖国神社合祀は、富国強兵策のもと、戦意高揚を促すとともに、国のために戦い命を失った臣民へ、天皇が約束した褒章と名誉へと変わっていった。

2. 靖国神社に合祀された日本赤十字社従軍看護婦

1) 従軍看護婦合祀のはじまり

1894年8月から翌年にかけての日清戦争における戦時医療を幫助するため、日本赤十字社は、医長1名、医師3名、調剤員1名、看護婦取締り1名、看護婦20名、書記会計員2名、使丁1名からなる救護班を派遣した。救護看護婦にとって初めての、日本軍の医療幫助であった。この後、日を追って人員不足となり、日本赤十字社は陸軍大臣の派遣要請を受けて、急速養成教育で看護婦を養成し派遣した。派遣総数は658名となった。これら従軍看護婦は、広島陸軍病院、東京予備病院、仙台予備病院、名古屋予備病院、豊橋予備病院、大阪予備病院、松山予備病院、熊本予備病院、福岡予備病院、小倉予備病院に配属された。看護した傷病兵数は、1894年8月から1895年12月までの17ヶ月間で、清国兵俘虜1484名を含むと10万1675名にのぼる(1)。

日清戦争における救護員の殉職者数は21名で、その中の4名が従軍看護婦であった。殉職した従軍看護婦に関しては、日本赤十字社の社史稿よりも『靖国神社忠魂史』に詳細に

記録されている。「第二章 日清戦役以後日本赤十字社救護班の活動」に4名が殉職し、3名が合祀されたと記録されている。3名は、京都予備病院第三分院仮舎病室第四棟で8カ月間、1757名の伝染病患者を看護した。享年21歳と27歳、18歳で、前者2名が腸チフスで、後者1名がコレラで、いずれも職務中に感染し死没した(2)。

「殊に長日月を伝染病患者の看護に尽したため、不幸感染し、同病院に於て看護婦四名の病没者を出すの止むなきに至つたが、うち合祀された祭神は次の通りである。(3)」と、記載されているが、4名中、3名だけが合祀され、1名が合祀されなかった理由は『靖国神社忠魂史』にも記載されていない。靖国神社でも、「合祀について陸海軍省で一定の基準を定めていたようであるが、極秘に取扱われていたため確実なことはわからない。また、明文化されたものは無かったようである」としている(4)。

日露戦争においては、30名の女性殉職者のうち、看護婦22名が合祀された。ひとりひとりの氏名、死因、本籍地、勤務先が『靖国神社忠魂史』に記載されている。『日本赤十字社史稿』(上巻)には医長1名、医員3名、調剤員1名、書記1名、看護婦長2名、看護人長4名、看護婦20名、看護人34名、輸送人10名、及船員1名、計77名が合祀された。殉職した従軍看護婦は全員、合祀されたことになる。このとき、日本赤十字社は、従軍看護婦の靖国神社合祀を、「婦人ニシテ靖国神社に祀ラルル者之ヲ以テ嚆矢トナス亦以テ我救護員名誉ト謂フヘキナリ」(5)と記載している。

合祀された女性祭神は、日本赤十字社の従軍看護婦が最初ではない。1891年に、水戸藩の武士の妻と娘2人が合祀されている。殆ど男性が合祀され、1891年以降、女性は合祀されていない。日清戦争においては、従軍看護婦が合祀されたこと対して、日本赤十字社は無言で、10年後の日露戦争における従軍看護婦の合祀に対しては嚆矢であり、名誉だとしている。これは、日本赤十字社と日本軍との関係に何らかの変化が生じたからではないかと推測される。日露戦争は日本の勝利であったが、日中戦争から第二次世界大戦の死傷者に次いで戦死者の多い、日本軍が疲弊した戦争であった。全国には戦死者の家族があふれた。そのような状況の中、日本軍の傘下で拡大しつつあった日本赤十字社が、日本軍を支える方法であったと考える。また、日露戦争では、従軍看護婦は国内に留まらず病院船にも配属され、戦場を目の当たりで見ている。その驚きと恐怖は大きかったと推測される。また、病院船での看護は船酔いに耐えながらの、狭い船室での重労働であった。初めての戦地医療の体験から、以後の戦争において救護活動の意欲が低下することを恐れ、最大の褒賞とされた合祀により、従軍看護婦の意欲を高め維持しようとしたためではなかったかと考えられる。それは、この後、日本赤十字社が繰り返した、「国のために命をささげよ」の教えからもみとれる。

日露戦争戦死者の合祀の大祭から、日本赤十字社も参拝が認められるようになった。日清戦争に比し多くの看護婦が戦死したことから、いずれ従軍看護婦も戦死することを常識ととらえなければならぬ時がやってくると考えたからであろう。日露戦争の戦闘の激しさは日清戦争とは比較にならないほど、差があった。今後の戦争はますます激しいものとなり、従軍看護婦も多く戦死することが予想された。しかも、戦闘ではなく、感染症により死亡することも考えられることから、戦死は免れないものとして教育しておく必要を感じたことから、戦死を「嚆矢トナス亦以テ我救護員名誉ト謂フヘキナリ」と記載したのである。

日清戦争における女性合祀者3名のなかの最年少の岩崎ゆきは、両親にあて伝染の危険はあるが、伝染病室勤務は兵士の戦いと同じであり、名誉だと書いた遺書を残していた(6)。伝染病棟は戦地の要塞と同じで、たとえ死ぬことになっても、職務上、これ以上の名誉はないと書いてある。巡視に訪れた昭憲皇太后は、病院長から遺書の内容を聞くと落涙した。『靖国神社忠魂史』には、「誰彼と言はず看護婦と言うものの如何に本分を尽すためには、斯くもあるものかと痛切に思召されての御涙であると拝察される(7)」と記す。

岩崎ゆきの手紙の文は、第二次世界大戦終戦に至るまでの敗戦状況の中の看護婦の姿と重なる。国の為に命を捧げることを第一とし、自分自身のことは考えない。国の為に戦う兵士の看護が第一で、自分が罹患する恐怖はあっても、その危険を避けることなく看護し、自らも罹患し、死没している。ビルマでは英軍の攻撃の中、重症者と共に残り、死没している。ソ連軍侵攻時の満洲では、南下するために戦傷病兵を列車に運ぶときに、また、満洲では腸チフスが、ビルマでは赤痢が猛威をふるうなか、自らも感染し死亡した。

日本赤十字社救護看護婦は戦傷病兵を救護するために養成されていることから、看護婦としての本分を尽すことは当然のことであろう。しかし、看護婦自らが、「たとえ死ぬことになっても、職務上、これ以上の名誉はない」とする考えは、死ぬことが名誉だとする教育によるものであり、その教育がいかに徹底し、効を奏していたかを語るものである。国の為に命を捧げよ、死んだら靖国神社に祀られるとの教えは、終戦まで繰り返されてきた。しかし、戦後、元従軍看護婦らの、靖国神社や合祀に対する感情は否定的である。合祀を名誉と考えることはない。8月15日の終戦日には靖国神社に集合するが、それは、同僚が祀られているから行くだけであると言う。

2) 合祀手続き

戦前の合祀手続きは、戦没兵士の名簿が各連隊から方面軍・総軍にあげられ、毎年4月と10月の大祭に先立って陸海軍省陸海軍委員会で詮議がなされた。家族に対して弔慰金が支払われた戦没者は合祀の対象となり、合祀される戦没者の氏名は霊璽簿に記載される。霊璽とは仏教でいう位牌のことである。詮議が終わると天皇の裁可の印が押印され、靖国神社に届けられ、皇室からの勅使が参向した後に、神格が与えられるようになっていた。合祀は天皇の意思によるものとされ、祭神を決定する最終的決定権は、天皇に委ねられ、天皇から授けられる褒賞と名誉を形に残すものであった。

合祀手続きの戦前と戦後の違いのひとつは、「詮議」が「調査」になったことであり、陸海軍省が第一・第二復員省となったことである。1945年11月30日、陸海軍省が廃止されると、復員省がそれぞれ陸軍省・海軍省からの業務を一分引き継いだ。陸軍省で靖国神社の祭典を担当していた者が、戦後は厚生省引揚援護局で、靖国神社における戦後の合祀に関わった。

戦後の合祀手続きは、まず、復員省が復員名簿にそって戦没者の調査を行った。復員省は戦前の旧軍組織の一部がそのまま移行したものであり、その業務である合祀は、旧軍人だけが取り扱っていた。戦没者は、各県庁で除籍されるため、事務手続きは各県庁の社会福祉で行われた。第一復員省は陸軍兵士を、第二復員省は海軍兵士の戦没者の調査を行い、調査を終えた名簿は、すぐ靖国神社へ届けられた。戦死とするか否かは、厚生省援護局で判断され、1946年の宗教法人改正令により、祭神合祀の決定は靖国神社が行うことになった。

戦前と戦後の違いの二つ目は、戦争が起因で罹患した病気により死亡した場合も、合祀対象として認められるようになったことである。元従軍看護婦は、戦後 20 年経過していても合祀された。このようなことから、「戦争が起因で罹患した病気により死亡した場合」の病気とは、長く経過していても戦地で発症した疾患という意味だと解釈される。三つ目の違いは戦前と異なり、天皇は合祀に全く関与しなくなったことである。合祀には国事に關し命を捧げた者へ、天皇が授ける褒賞と名誉の意味合いはなくなり、供養と慰霊の意味をもつ招魂へと変わった。

3. 日本赤十字社の教育と靖国神社合祀

1) 日本赤十字社従軍看護婦の名誉

日本赤十字社従軍看護婦は、手記に、従軍看護婦として応召したことを名誉だと書いている。戦地で看護をすること、つまり、応召することを目的に日本赤十字社の従軍看護婦になった者にとっては、お国の勝利のために滅私奉公に殉じようと考えていたが、命を捧げようとは考えてはいなかった。従軍看護婦にとっては、応召が死を意味するとは考えなかったことによる。出征した者がいない家族のなかから日本赤十字社の従軍看護婦になった者にとっては、応召は世間の目から家族を守る手段でもあった。即ち、応召は、周囲から授けられる名誉であった。

日本赤十字社が救護看護婦養成を開始したのは、1890 年からである。日清戦争勃発から 4 年後の 1898 年、看護婦訓戒を精神教育の指針として作成し、教育した。看護婦訓戒の主な教えは、絶対服従である。先輩上長に服従し、敬礼することを教えた。また、「婦人ニシテ戦時勤務ノ一部ニ服従スルコトヲ得ルコトハ、洵ニ、名誉ト謂ワサルヘカラス。此ノ名誉ヲ保ツハ（中略）(8)」と、戦時勤務につくことを名誉だとして、名誉を保つには服従し敬礼することだと教えた。また、「此、軍人ノ傷病者ヲ看護シテ、其苦患ヲ軽減スルノ任ニ在ルモノナレハ、直接ニハ、其人ヲ助け、間接ニハ其国ヲ利シ（中略）(10)」と、戦傷病兵の看護が国の為になると教えた。

本部救護看護婦養成所を卒業し、そこで教員となっていた萩森敏子は、「近くに靖国神社があり、広い場所もあったので、休日は他に行くところがないので出かけて遊んだ。靖国神社の思い出はそのくらいしかない。」と語る。また、合祀に関しては、「死んだら靖国神社に祀られると言うのだから、祀られるのでしょうか。」「靖国神社のことはあまり覚えていません。」と語る。萩森敏子の同僚の、靖国神社合祀に対する考え方も同様である。

1943 年、京都赤十字支部の救護看護婦養成所では、夜の点呼で戦陣訓の暗誦、敬礼の仕方、一挙一動を厳しく教育した。点呼の最後は、「何としてもこの戦争に勝たねばならぬ。お国のために命をささげよ、死んだら靖国神社に祀られる。」ということばで締めくくられた。日本赤十字社は従軍看護婦の名誉を、国に命を捧げることで賜る靖国神社合祀に象徴し、「国のために命を捧げよ、死んだら靖国神社に合祀される」と教えた。

日本赤十字社の教育は、寄宿制の中で行われた。寄宿舎には朝の点呼、夜の点呼があり、厳しく管理された。靖国神社合祀の教えは、夜の点呼で繰り返された。休日は全員、上級生に連れられ、近くの神社に出かけ、軍隊のようにきびきびした動きで行進しながら、軍歌を次々に歌うことを日課としていた。当時 14 歳だった室田は、靖国神社の名誉が意味しているものが戦死であるということは全く考えられず、また、赤十字精神の教えから、赤十字条約に守られて看護することから、敵の攻撃を受け戦死するということは考えられな

かったと話す。

萩森敏子は1939年には既に卒業していたが、応召の理由は、自分も他の救護看護婦のように応召しなければならない、勉強にもなるからと話す。召集状が届くことを待ち焦がれる従軍看護婦が多いなか、萩森敏子は応召を義務として、冷静に受け止めた。第一回は中国へ派遣され、第二回はフィピンの第139兵站病院に配属となり、戦後は米軍の病院に収容され、1946年に帰国している。室田のように、合祀されるから命を捧げよと教育されたことはないと語る。また、応召を名誉と考えることはなく、救護看護婦としてやるべきことをやるために応召しただけと言う。

2) 日本赤十字社における靖国神社合祀の意味

靖国神社合祀は、国のために命を捧げた戦死者に、天皇が授ける褒章と名誉とされたことから、日本赤十字社は、日露戦争において殉職した従軍看護婦が合祀されたことを、嚆矢となり、また、日本における看護婦の歴史に特筆すべきとして誇り、そのことを救護看護婦生徒に教えてきた。日本赤十字社が、看護婦生徒に靖国神社合祀を教育したのであるか。救護看護婦生徒の教育から、従軍看護婦派遣の結果から見えてくることは、救護班編成の為に従軍看護婦として召集した看護婦に、兵士と同じような意識を持たせるためであったと考える。そのために、軍人訓戒を暗唱させ、軍人と同じような教育をした。ではなぜ、そのような教育をしなければならなかったのであろうか。

日本赤十字社は、応召を義務付け、救護看護婦を養成した。それは、救護班を編成する際に、支障なく、順調に、従軍看護婦として召集できるようにしておくためのものであった。そのために、常に看護婦訓戒を繰り返し教えた。応召は戦地に赴く危険だけでなく、戦地後方の看護であっても、伝染病で死没するという危険があることを、日清戦争の派遣の経験から熟知していた。

1937年開戦の日中戦争は解決することなく行き詰まっていたが、1939年に、ドイツのポーランド進入が発端となり、米国、英国、仏国、ソ連、中国などの連合国と、独、伊、日との第二次世界大戦が開戦となった。1941年、7月24日、政府は「対支封鎖の強化と軍事基地の設定確保」のためとして、南部仏印進駐についての申入れをビジー政府にし、同年7月22日に受諾されたことで、同年7月25日に進駐部隊が南海島を出発し、7月28日から30日にかけて、主力をサイゴンに、一部をナトラン及びバリヤに上陸させた。しかし、7月25日、米国は日本資産の凍結を命令、8月1日には対日石油輸出を禁じた。このことから、陸軍は戦争不可避とし、海軍は武力行使の段階に入ったとし、アジア・太平洋戦争へと進んだ⁽⁹⁾。南部仏印進駐に先駆ける1941年1月、陸軍大臣東条英機は、軍人の行動規範として「戦陣訓」を示達した。そのなかで、「生きて虜囚の辱めを受けず」として、捕虜になることを禁じた。日本赤十字社令では、陸海軍大臣の指導を受けることになっており、独自の行動をとることは認められない。日本軍に絶対服従することを求められていた従軍看護婦も、「生きて虜囚の辱めを受けず」と教えられた。勝利する以外に、捕虜となることを免れることはできない。勝利するまで戦う以外に生き延びる方法がないことを示唆する一文である。言い換えると、生きるためには何が何でも勝利しなければならないということになる。それが、「何としてもこの戦争に勝たねばならぬ。」という教えになったのであろう。

国事のために命を捧げて戦ったとされるが、恐らく、兵士全員がそのような思いではな

かったであろう。兵士の中には、竹橋事件を例にとってもわかるように、報酬を得るために戦った者もいる。それは、竹橋事件に限ったことではなく、その後の戦争でも同じであっただろう。だからこそ、1875年に恩給制度が発足したのであろう。国は、恩給制度により死後のことを心配することなく戦争に向かうようにしたのである。

戦争を続ける日本には、それらの人々が満足する報酬を支払うだけの余裕はなかった。差し出すことができるものは、褒賞と名誉の象徴である靖国神社合祀であった。慰霊と供養に始まった招魂が、褒賞と名誉に替えられたのは、このような背景もあったのではないかと考える。

まとめ

靖国神社拝殿に向かい歩くと、左側に、小さく設けられた掲示板がある。そこには、元陸軍軍人の遺書が掲示される。家族へ宛てた手紙である。両親へ、兄弟へ、あるいは妻子へ宛てた、後に残る者への思いが溢れた手紙である。死を覚悟していた兵士の手紙は、それを読む家族以外の参拝者にも語りかけて来る。戦没者を祀る靖国神社にある、国に命を捧げた兵士と、生きている人々を瞬時につなぐ紙片である。

靖国神社には日本赤十字社従軍看護婦も合祀されている。しかし、この小さな掲示板に殉職した従軍看護婦の手紙が、あるいは遺書が掲示されることはない。それは、従軍看護婦は戦いのためではなく、戦傷病兵の看護のための応召であったことから、死ぬことを覚悟して、兵士のように遺書を書くことはなかったからである。

日本赤十字社従軍看護婦と靖国神社の歴史は共に明治時代から始まった。敗戦までの間、従軍看護婦は日本軍に派遣され、靖国神社は日本赤十字社従軍看護婦を合祀した。従軍看護婦の母体の日本赤十字社は、養成した救護看護婦が靖国神社に合祀されたことを誇りとした。日本軍が兵士に、死を覚悟して戦地に向かわせたように、日本赤十字社も従軍看護婦に、命を捧げよ、靖国神社に合祀される名誉を天皇から賜ると繰り返し教えた。しかし、従軍看護婦にとっての名誉は、看護婦訓戒で教えられた、「婦人ニシテ戦時勤務ノ一部ニ服従スルコトヲ得ルコトハ、洵ニ、名誉ト謂ワサルヘカラス。」であった。だが、靖国神社に合祀されることは名誉ではなかった。

特攻兵は、「靖国で会おう」と言い残し、軍が課した役割を拒否することなく受け入れ、敵艦に突入した。しかし、特攻兵として振舞いながら、手記には生きたいと願う気持ちが溢れている。日本赤十字社従軍看護婦も応召したが、応召後は早く帰りたいと願っている。兵士となった人々も、従軍看護婦も国の政策に従ったが、生きて帰ることを希求していた。このことを考えると、靖国神社合祀は、日本軍が兵士に、国のために命を捧げることを当然のこととして要求したことばであり、兵士の命と交換する力を持つ言葉であった。

靖国神社合祀は、死没者に対して授ける褒賞だが、生者に対する褒賞もあった。茨城県支部では記録をたどり、1904年(明治37年)の日露戦争の救護派遣された救護班員に、旭日六等賞から宝珠八等賞を、また、賜金200円から70円が授けられた⁽¹⁰⁾。死ぬことなく名誉は得られることを付け加えたい。

注

- (1) 日本赤十字社『日本赤十字社史稿』(上巻) 日本赤十字社 1911年 784-787頁。
- (2) 靖国神社社務所代表宮司賀茂百樹 編集発行『靖国神社忠魂史』(第5巻) 1933年 9

月 26 頁。

(3) 同書『靖国神社忠魂史』(第 5 卷) 26 頁。

(4) 靖国神社やすくにの祈り編集委員会『やすくにの祈り』靖国神社 1999 年 7 月 171 頁。

(5) 日本赤十字社『日本赤十字社社史稿』(上巻) 日本赤十字社 1911 年 12 月 742-743 頁。

(6) 同書『靖国神社忠魂史』(第 5 卷) 27 頁。

両親にあて、「今度、伝染病室の勤務を命ぜられたが、該病に対する予防注意について十分の教えは受けているが、何分強烈な微生物を取扱ふことであれば、いつ伝染しないとも限らない。併し、考へれば考へるほど此勤務を命ぜられたのは名誉の至りである。それは、恰も戦士が不拔と云はれる要塞の苦戦を、斃地に戦ふと同じで、職務上、これ以上の名誉はない。」と手紙に書いている。

(7) 前掲『日本赤十字社社史稿』(上巻) 102 頁。

(8) 日本赤十字社『看護婦養成史料稿』日本赤十字社 1927 年 3 月 45 頁。

(9) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書関東軍』〈2〉開特演・終戦時の対ソ戦 朝雲新聞社 1974 年 6 月 11 頁。

(10) 日本赤十字社茨城県支部『百年のあゆみー日本赤十字社茨城県支部』日本赤十字社茨城県支部 1988 年 9 月 125-127 頁。

第六章 元日本赤十字社従軍看護婦と戦後補償

1. 戦後補償としての恩給制度

1) 恩給制度の概要

(1) 恩給の意義

恩給とは、「軍人官吏等国家、公共団体の使用人に与えられた特殊の給与(1)」で、国が雇主として雇用する従業員に退職年金を支給するというもの(2)である。軍人は、恩給制度が「あるがために士気を作興し、後顧の憂いなく国事に専念することを得てわが国の急速なる国運の発展に寄与した(3)」、また、「一たん緩急あれば義勇公に奉ずることができたのも根底に恩給制度の基盤がありし(4)」ことによる。

恩給制度は明治初年、兵制が定められたときに、軍人、軍人の死後はその家族の生活を守るために支給される特殊な給与を恩給といい、その支給の規則を恩給制度という。

1875年に海軍軍人の恩給、1876年に陸軍軍人の恩給制度が発足開始され、1884年には文官の恩給制度が発足した。1923年には現行の恩給法が制定され、軍人恩給と文官恩給の給付水準が統一された。1905年には、官業製鉄業の八幡製鉄所で共済組合制度が設立され、1907年以降は、鉄道、印刷、通信などの官庁の職員を対象とした共済組合制度が設立された。昭和時代に入るとなると民間の労働者にも年金制度が広がり、1940年に船員保険制度発足、1942年には労働者年金保険制度が発足した。これは、現在の厚生年金保険の前身である。1944年には、労働者年金保険が退職積立金及び退職手当法を合わせて厚生年金保険法となり、事務職員や女子職員にも適用範囲が広げられた。

1946年にはGHQの指令により、重症者に係る傷病恩給をのぞき、旧軍人軍属の恩給が廃止となった。その理由の一つに、恩給制度があることで士気を高め、戦死後の家族のことを心配することなく国事に専念することで国の発展に寄与し、これは恩給制度が根底にあるからとの考えによるところが大なる理由であろうと考えられる。もちろん、戦後の日本の経済破綻状態を考えると、恩給の支給は困難であったことも考えられる。しかし、GHQの指導により官吏制度の改革を行い、1948年から国家公務員法を施行した。この国家公務員法で、退職者に対する恩給の根本基準として、相当年限、忠実に勤務して退職した者に対して恩給を与えること、公務で負傷もしくは疾病で退職した者の遺族には法律に基づいて恩給を与え、1953年には旧軍人軍属の恩給が復活した。

(2) 恩給の種類と対象者

「共済制度移行前の退職文官等」及び「旧軍人」並びに「その遺族」を対象者とする。受給者の98%が兵から大将に至る旧軍人である。

恩給の種類には、一定年限以上勤務した者及びその遺族に対しては、「普通恩給」と「普通扶助料」がある。公務に起因する障害を有する者等及びその遺族に対して、「傷病恩給」「増加非行死扶助料」「傷病者遺族特別年金」がある。公務により死亡した者等の遺族に対して、「公務扶助料」「特例扶助料」がある。

2. 日本赤十字社元従軍看護婦の戦後補償に対する認識

1) 恩給請願のはじまり

恩給制度は1875年に発足し、GHQの指令により1946年2月1日以降、重症者に関わる傷病恩給を除き、旧軍人軍属の恩給は廃止となった。その後、官吏制度は改革され1948

年1月1日から国家公務員法として、施行されるようになった。1953年には旧軍人軍属の恩給が復活し、1975年からは、実在職3年以上の旧軍人にも、一時金が支給されるようになった。しかし、日本赤十字社元従軍看護婦は、その対象とはなり得なかった。旧軍人と同様に召集された元日本赤十字社従軍看護婦は、不公平だとの不満を強くもち、日本赤十字社本社にたびたび陳情していた。戦後30年経ち、老後の生活を心配する年齢となった元従軍看護婦も多かった。

戦後、日本赤十字社から国立病院の職員となる希望者を募ったが、約19.2%の元従軍看護婦が国立病院や大学病院等職員となることを希望し、公務員となった。これらの元日本赤十字社元従軍看護婦は年金等の処遇を受けたが、日本赤十字社へ復帰することを希望した80.8%の元従軍看護婦は国からの恩典を全く受けることはなかった。

恩給の請願は、日本赤十字社香川県支部編成の、第470班の元日本赤十字社従軍看護婦の北原トヨ子の訴えから始まった(5)。北原トヨ子は盲目となりマッサージ師の資格を得て開業していたが、体調不良のため休業がちとなった。生活苦となったことから、「軍人には恩給があつて、なぜ私たち赤紙で召集された看護婦には何の恩恵もないのか」と、従軍看護婦として派遣された時の同僚に訴えたことが始まりである。

北原トヨ子が所属していた第470班は、満ソ国境の虎林陸軍病院に配属された。1945年8月、ソ連軍侵攻により被害を受け、無蓋貨車に負傷者を乗せ、ソ連軍に追撃されながらハルピンへ後退し、その後はソ連軍の捕虜となった。ソ連軍撤退後は八路軍に留用され、ようやく帰国したときは、中共帰りと言われ、容易に職場も見つからなかった。北原トヨ子の訴えから恩給請願の運動が始まったことは、北原トヨ子と同じ境遇の元日本赤十字社従軍看護婦が少なくなかったことによる。

留用を実行した第四野戦軍は健康な者だけを留用し、罹患したり感染したり、身体を悪くした者は帰国させた。このような理由から、早く帰国した日本赤十字社元従軍看護婦の多くは、身体に何らかの問題を抱えていた。中国における留用期間は長く、留用中に死亡し或は、身体を悪くして帰国した者も多かった。帰国後は就職しようにも受け入れられず、生活に対する不安は強かった。

滋賀県支部の酒井久美子は、1944年7月、第635班として大連陸軍病院、興城陸軍病院に配属となった。終戦後、本溪湖患者収容所に勤務中の1945年12月11日から留用されたが、翌年4月初旬に左胸膜炎に感染したことが判明し、10月24日に帰国を許可され、帰郷療養していたが、1948年4月25日に死没した。

満洲赤十字社従軍看護婦の大城君子は、1946年5月に留用された。以前から身体が弱かったが、留用中、身体を酷使し病気となり治療を受けたにも関わらず、これ以上留用することは困難と判断され、帰国することとなった。1953年5月12日、舞鶴港入港とともに、国立病院に搬送され、3ヵ月間入院後、手術を受けた。回復後は身体のことを考え、夜勤のない診療所で働いた。

元日本赤十字社従軍看護婦のなかには、闘病生活を続けなければならない者、長期療養の後、治癒あるいは軽快し、働くことができるようになった者は少なくなかった。福島支部の坪内愛子は、1941年、甲種看護婦として北支、中支の病院や、病院船に配属となり、1944年下旬に帰国した。しかし、その後10年間の闘病生活が続いた。その後、大阪市で手術を受け、九死に一生を得たと述べる。結婚することなく一人で生活していた元従軍看

護婦のなかには、年老いた親を抱え、頼る者もなく、生活に困る者も少なくなかった。このように、元日本赤十字社従軍看護婦が生活苦から、国による何らかの生活の補償を欲しているとき、恩給請願の運動が、第470班の日本赤十字社元従軍看護婦により始まった。第470班の元従軍看護婦は、今後一層、元日赤従軍看護婦の力を結集し運動を続けていくために、全国的な組織「元日赤従軍看護婦の会」を結成することとした。

2) 恩給請願の経過

1975年、元第470救護班の日本赤十字社従軍看護婦と看護婦長の数名が発起人となり、軍人なみの恩給の支給を求めて運動を開始した。以下、「元日赤従軍看護婦の会」の「恩給請願の会経過報告 S.53.11.18(6)」をもとに、恩給請願の経過を述べる。

1975年3月の運動開始の様子を、「若い青春時代を召集され、終戦、抑留生活と苦難の末、帰国した。帰国後盲目となった元従軍看護婦が、『軍人には恩給があって、なぜ私たち赤紙で召集された看護婦には何の恩恵もないのか』と話していることが話題になり、この恩給請願の声を国会へ持って行くことが決まった。それに先駆け署名運動を始めることとし、全く初めての手書きの署名用紙をつくり、運動を開始し、知人から知人へと広がる署名運動となり、403名の署名が集まった。

同年9月14日、元第470救護班の元従軍看護婦は秋田県に集まる機会があり、そこで、署名運動の第一回会合を開いた。会の名称を「恩給請願の会」とし、会費を月1000円、会の責任者を三福君子、森松子、岡松八千代とすることが決定した。既に403名の署名が集まっていたが、これをどのようにしたらよいのか、どのように国会へ届けるとよいのか全くわからず、請願書作成のために夜遅くまで切ったり貼ったりして作成した。それをコピーし、403名の署名とともに国会へ提出するために準備を続けた。

同年9月16日、元第470救護班の元従軍看護婦8名で、9月14日に作成した書類を持って請願に出かけた。看護婦出身の議員であるから理解を得られるであろうと期待していたが、「全国に何人いるのかわからない、この運動ができるか」と、門前払いとなった。しかし、他の議員にも相談することとし、社会党の粕谷議員を訪ねた。粕谷議員は、このままでは国会に提出できる署名にはなりえないとして、署名のための正式な様式を呈示した。以後、この書式を用いて署名運動を続けることとなった。また、恩給受給の該当者、支持署名の提出書の書き方に関しても指示された。また、従軍看護婦として配属され、勤務したことを証明する公文書を持参するようにと指示された。早速、既に死亡しているが全て揃っている、元従軍看護婦の援護法の公文書の写し、召集状、引揚証明書を借り、同年9月19日に共産党中路議員へ届けた。同年10月28日には、衆議院内閣委員会で、恩給適用法に関する議題が取り上げられ、翌日10月29日には、公明党の二宮議員が当時の三木首相に、「従軍日赤看護婦の処遇問題に関する質問書」を提出した。同年11月4日には、高知県在住の上野芳子と川崎市在住の岡松八千代の二人が、粕谷議員に呈示された正式な様式の署名用紙で集めた84名の署名を持参して、衆参両国会議員に請願した。この頃には議員は門前払いをされることはなく、請願を快く受け取るようになっていた。

11月6日、参議院内閣委員会に岡松八千代が参考人として出席し、各党議員への質疑に応答した。その結果、参議院内閣委員会は「戦地勤務に服した日赤従軍看護婦の処遇については、旧軍人、軍属に比して不利となっているので、その救済をはかるように検討すること」の一項を加えた付帯決議が全会一致で決議された。同年11月19日、第3回請願の

ため元従軍看護婦 17 名で、理解を示し協力的であった議員の個室を感謝しながら廻った。請願の方法もわからず、署名を集めるとよいのではないかとの考えで思案しながら、初めて国会議員を訪れた元従軍看護婦らは、救済をはかることを検討すると決定したときは、安堵した。しかし、共産党中路議員の個室で、恩給局の鳥山調査官に実情を説明すると、「陸海軍の看護婦すら貰っていないのに、日赤はもってのほか」と言われ、怒り心頭に発する状態であった。調査官はこのときすでに、元従軍看護婦らは公務員ではないことを、強く意識していたのであろう。中路議員は、衆議院内閣委員会に小委員会をつくり、討議すると説明した。翌日の 11 月 20 日、共産党中路議員の発議で、衆議院内閣委員会に小委員会が設置された。同年 12 月 10 日、小委員会において中路議員及び木下議員が質問したことにより、各党議員が先に提出してあった召集状を見て、討議の必要であると決定した。同年 12 月 19 日には、恩給請願が衆参内閣委員会で採択された。このあと、日本赤十字社本社へ恩給請願の運動への協力と、該当者の数の調査を申し入れた。本社では荒川救護科長が、該当者数の調査及び社長名で関係省庁へ恩給請願運動への協力を申し入れることを引き受けた。日本赤十字社による協力依頼を申し入れたが、実現は 1978 年 2 月となる。

1976 年 2 月 17 日、元従軍看護婦 5 名で、第 4 回の国会請願のため上京した。恩給請願運動を支持する 3982 名の署名と、受給該当者 120 名の署名及び陳情書を、共産党中路議員、社会党井上議員に提出した。この翌日の 2 月 18 日から、2 月 19 日、3 月 2 日、4 月 21 日と、国会請願の運動を繰り返した。3 月 2 日には中路議員が衆議院内閣委員会でこの件に関して質問したが、翌年までは全く、恩給請願運動に関する状況の変化はなかった。

1978 年 2 月 17 日、読売新聞全国版に、恩給請願運動のことが掲載された。遅々として運動の成果が表れない中、新聞による関連機関各部署へ依頼する文書の恩給請願運動の紹介に、請願運動の会のメンバーの感激は大きかった。翌日 2 月 18 日、日本赤十字社から、戦地勤務者 1 万 963 名、内地勤務者 1 万 2520 名との連絡があった。午前中に厚生省援護局河野援護局長、田中援護科長に陳情した。公明党の平石議員の質問に対し、稲村長官から「各機関と連携を取り合い一つ一つ詰める」との回答があった。この日、恩給請願運動のことがテレビ放映された。同年 2 月 27 日、公明党の平石議員、共産党の山原議員により、恩給請願運動に関する質問がなされた。同年 2 月 28 日、種々の新聞により、従軍看護婦の恩給請願運動が報道された。この運動の開始とともに、日本赤十字社本社へ依頼した、各省庁への依頼文がまだ送付されていないため、社会党金子議員とともに、恩給請願の会員の岡松八千代が日本赤十字社本社へ発送依頼に行くと、既に作成されていた。同年 3 月 23 日、元従軍看護婦 16 名で第 9 回国会請願を行う。公明党の平石議員が、恩給法の適用を要求し、「戦地勤務した日赤従軍看護婦の恩給の件」が付帯決議とされた。同年 3 月 24 日、再び、読売新聞に恩給請願運動のことが掲載された。同年 4 月 3 日、公明党の太田議員が衆議院予算委員会で質問し、共産党山中議員、同じく山原議員が税務長官と面会し、一時金にはしないと明言する。これを、朝日ニュース他、新聞で報道された。同年 4 月 13 日、衆議院内閣委員会傍聴のため、会員 8 名上京し、第 10 回請願を行った。自民党石井議員、社会党大出議員、公明党新井議員、共産党柴田議員が質問し、翌日 4 月 14 日、衆議院内閣委員会における共産党柴田議員の質問に対し、「恩給に準じた制度」との答弁があった。同年 4 月 25 日、衆議院内閣委員会で公明党和泉議員、共産党山中議員が質問し、救済内容を明らかにすることを要求した。同年 5 月 22 日、与野党国対委員長会議で、野党側が国会で

決着することを要求、これに対し、自民党は前向きに取り組むと答弁した。同年5月25日、衆議院内閣委員会で共産党山中議員が質問し、概算要求の具体化を要求した。同年6月6日、会員20名で第11回の国会陳情に、初めて日本赤十字社本社から村上科長が同行した。自民党谷川議員の紹介で、大平、難曽根大臣に会い、陳情した。翌日6月7日、自民党恩給制度調査会へ会員4名が出席し、質問に答えた。このことが朝日新聞に掲載された。同年6月12日、与野党国対副委員長会談において、「1980年度から実施のための概算要求する」と、「その範囲と内容について」各党担当者で、速やかに協議することが合意され、同年6月14日、各与野党委員長会議で1979年度から実施するための概算要求等に合意し、同年6月16日の第84回国会最終日に、与野党担当者会議が開催され、8月3日までに最終決定することが合意された。同年7月3日に、第2回与野党担当者会議が開催され、8月3日までに最終決定することが確認された。同年8月4日、第3回与野党担当者会議で、1979年度から完全実施することが合意され、政府に要望することとなった。同年8月31日、総理府は1979年度概算要求11億7200万円を計上した。兵に準じて、年齢55歳以上、外地戦時救護に従事した者との条件つきで、1148名に支給されることとなった。1985年からは、12.3%の増額が認められた。

3) 恩給受給対象者となり得なかった理由

恩給はGHQの指導により1946年2月1日以降廃止になったが、その後、政府は官吏制度を改革し、国家公務員法として、昭和23年1月1日から施行することを決定した。この国家公務員法第107条及び108条に、退職者に対する恩給の根本基準を、『職員で、相当年限、忠実に勤務して退職した者に対しては、恩給が与えられなければならない』、『公務に基く負傷もしくは疾病に基き者または公務に基き死亡した者の遺族に対しては、法律の定むるところにより恩給を与えることができる』とした。

恩給が国家公務員法であることから、上記文中の、『職員であって、相当年限、(中略)』と規定し」の、勤続期間により、元日本赤十字社従軍看護婦は恩給支給対象外となった。ここで、元日本赤十字社従軍看護婦の恩給がどのような経緯で受給対象外となったのかを、みていくこととする。

恩給法は公務員を対象とする。日本赤十字社従軍看護婦は、日本赤十字社に所属し、公務員ではなかった。

内閣は、「恩給法の一部を改正する法律附則第41条の2の日本赤十字社の救護員の範囲等を定める政令」(昭和41年7月8日政令第245号)を、「恩給法の一部を改正する法律(昭和28年法律第155号)附則第41条の2の規定に基づいて制定した。その第1条(救護員の範囲)を、「附則第41条の2第1項に規定する公務員に相当する救護員として政令で定めるものは、日本赤十字社の職制による正規の職員たる理事長、医員、調剤員、看護婦監督、書記、調剤員補、看護婦長及び看護人長とする。」(7)とした。これによると、従軍看護婦長のみが公務員に相当する救護員であり、従軍看護婦は公務員に相当する救護員とは認められず、恩給の対象から外れる。

1922年改正の「日本赤十字社戦時救護規則」第3章第31条には、救護員とは、救護理事員、救護医員、救護調剤員、救護看護婦監督、救護看護婦長、救護看護婦、救護看護人長、救護看護人となっている(8)。

従軍看護婦は、日本赤十字社の救護看護婦として養成され、戦時の医療を担う救護班の

主力となって働いてきた。また、「日本赤十字社戦時救護規則」第3章第31条の第1行に、「救護員ト称スルハ（中略）看護婦、看護人ヲ謂フ」と記載されながら、日本赤十字社の正規職員として認められなかった。また、日中戦争開戦から2年後の1939年7月、戦地の日本赤十字社の救護員の取り扱い方や身分が、「普陸第4438号」として、陸軍大臣名で通達された。「普陸第4438号」は、1939年に戦地で衛生勤務に就いている日本赤十字社救護員の取り扱い方や身分を明確にするために、陸軍大臣板垣征四郎の名により発せられた通達である。その第3条に、救護員は「軍属トス」とある。また、第6条に、救護員の給与を官給する場合に、救護医員、救護薬剤員、救護主事、救護看護婦監督は尉官に準じる、但し救護医員は陸軍大臣の指定する者に限り佐官に準ずるとし、救護書記、救護薬剤員補、救護看護婦長、救護看護人長は下士官に準じ、救護看護婦、救護看護人は兵に準じ、使丁は傭人に準じ、其の他の者はその都度定めると明記されている(9)。「日本赤十字社戦時救護規則」では、看護婦長はもちろん、看護婦も救護員と認められていながら、「普陸第4438号」には、身分を軍属と明記された。軍属は公務員ではなかった。従軍看護婦は、1939年に既に、恩給受給者にはなり得ない立場にあったと言える。

「恩給法の一部を改正する法律附則第41条の2の日本赤十字社の救護員の範囲等を定める政令」(昭和41年7月8日政令第245号)法律第155号付則第41条の2第2項に規定する戦地及びその区域が戦地であった期間は、次の表のとおりとする。」と明記されている。その一部を引用記載する。

事変地及びその区域が事変地であった期間は①1937年7月7日から1941年12月7日までと、②1940年9月23日から1941年12月7日までであり、戦地及びその区域が戦地であった期間は③1941年12月8日から1945年9月2日までで、事変地及びその区域は、①は「中国（満洲を含み、台湾ならびに英国租借地である九龍半島及び香港を除く。）及びその沿海」、②は「もとの仏領印度支那及びその沿海」となっている。戦地及びその区域は、③は「中国（満洲及び英国租借地である九龍半島及び香港を含み、台湾を除く。）」、「南海島、もとの日本委任統治領であつた南洋諸島及び新南群島」「もとの仏領印度支那」「タイ」「ビルマ」「もとの英領マレイ半島」「もとの蘭領東印度諸島」「もとの英領ボルネオ」等である(10)。

ビルマに派遣された第489班の元日赤従軍看護婦長福田哲子(11)についてみる。福田哲子の場合、救護看護婦長であったことから、「恩給法の一部改正する法律付則第41条の2の日本赤十字社の救護員の範囲等を定める政令(12)」の第1条（救護員の範囲）には該当する。応召期間と派遣先は、ビルマの兵站病院に、1944年1月10日から配属され、1946年5月18日に帰国、7月21日に召集解除となっている。「法律第155号付則第41条の2第2項に規定する、事変地及び区域のビルマが戦地であった期間は、1941年12月8日から1945年9月2日までであるが、福田哲子のビルマでの勤務は約1年と8カ月間である。3年未満で支給対象者にはなり得なかった。

日本赤十字社石川県支部の元日本赤十字社従軍看護の米田ヒナは、1918年、シベリア派遣救護班106名の一人として召集され、1932年からは上海事変の救護班員として召集された。1937年の日中戦争では3回もの召集を受け、終戦後からは婦長として勤務している。1937年から10年間も継続勤務しているのは希であるとして、陸軍軍医総監から表彰もされている。米田ヒナの場合、恩給の対象期間としては、何ら問題はない。しかし、勤務

した場所は国内であり、事変地及びその区域ではない。また、1932年は恩給対象の期間外であり、恩給は受給できない。このように、元日本赤十字社従軍看護婦は恩給受給の資格要件を満たすことは困難である。元日本赤十字社従軍看護婦の会埼玉支部長津村ナミエは、誰も恩給を受給していないと言う。

第41条の2の、「日本赤十字社救護員期間のある者についての特例」があるが、やはり恩給支給の対象は公務員と限られている⁽¹³⁾。「公務員に相当する救護員」との条件から、戦地勤務をした従軍看護婦長で、公務員となった者だけが恩給対象者となる。事変地及びその区域が事変地であった期間、あるいは戦地及びその区域が戦地であった期間内に勤務した期間は、公務員として勤務した期間に含まれる。しかし、公務員となった従軍看護婦長とは、戦後、陸軍病院が国立病院へ変わる時に、日本赤十字社に復帰せず厚生省関係の病院や療養所、文部省関係の大学病院等に勤務することを希望した看護婦長である。すなわち、国内の陸軍病院に派遣され、戦地勤務をした従軍看護婦長であったことが条件であることから、受給対象者はほとんどいないと考えられる。

日本赤十字社の元従軍看護婦は正式名称を救護看護婦としながら、救護員と認められず、そのことから公務員となり得ず、恩給受給対象者とはなりえなかった。また、公務員と認められる従軍看護婦長の場合も、派遣された期間と派遣地の関係から、恩給受給対象者となりえなかった。

4) 恩給請願に対する政府の動き

恩給請願の結果は1980年度に予算化されることとなった。しかし、恩給ではなく、慰労金として支給されることになった。これまでの間、恩給請願に関わった元従軍看護婦らは、日本赤十字社に協力を求めたが、日本赤十字社は金銭を要求するこの運動を嫌い批判したと言う。日本赤十字社の側は、1977年8月から、戦時救護員に関する実態調査を行い、資料を整備した。また、1979年3月には、総理府総務長官ならびに厚生大臣宛てに社長名で、救護員に対する国家的優遇措置の実現を求める要望書を提出したとしている。

恩給請願の運動に対し政府は、恩給制度はもともと、官吏または旧軍人を対象としたものであり、元日赤従軍看護婦はこの身分を有していないため、恩給法の適用の対象とすることは、制度の建前から困難であるとした。そこで、何らかの方法で処遇するための対策を考えることとなった。在職3年未満の旧軍人には、恩給は全く適用されず、また3年以上であっても、戦地勤務などの加算を含めて12年以上でなければ、一時金しか支給されない。また政府は、他の軍属への波及効果をおそれ、給付については慎重な態度をとった。判任官以上の身分をもった者は恩給法の適用を受けているが、それ以外の、旧陸海軍の雇員・雇人等も何ら処遇されていない、これらの人々を考慮することなく元日赤従軍看護婦だけを処遇するわけにはいかないとした。とりわけ、元日赤従軍看護婦と同じ境遇にあった、旧陸海軍看護婦を無視することはできないとし、これらの人々への処遇をも取り上げると、その他の軍属に適用すべきという意見が出てくる事を予想し、できるだけ他の関係者への波及を食い止めたいとして、容易に結論を出さず、他の方法を模索した。

1979年3月初旬に、総理府は、特別検討委員会を設け、具体的な検討を始めた。国会でも、衆参両院の関係委員会でもとりあげられた。1979年4月18日の衆議院内閣委員会で、恩給の一部を改正する法律案の付帯決議として、「戦地勤務に復した旧日赤従軍看護婦について、旧軍人・軍属に準じ、適切な処遇措置を講ずること」が可決され、慰労金制度とし

て支給開始となった。

5) 慰労金の支給

1978年5月8日現在で、1937年以降、戦地加算を含めて満12年以上勤務した元日本赤十字社従軍看護婦は1150名だけで、この中で55歳以上で、1979年度からの支給対象者は1050名であった。1979年度支給は12月、1980年度以降は6月と12月に支給されることになり、受給のための手続きは、所定の様式にそって、本人が直接申請することが決められた。萩森敏子(14)は、支払われる慰労金は微々たるものだと言う。しかも手続きは毎年、本人がすることになっているため、視力が低下した等の理由で、手続きするための負担が大きいと言う、元従軍看護婦もいる。

恩給の請願運動の会員は、慰労金という名目であったが、支給されることになり、安堵した。しかしまだ5つの課題が残っており、残された問題の改善を図るために、なお一層、日本赤十字社元従軍看護婦の力を結集し運動を続けていくために、また、自民党田仁川議員より提案されていた、全国的な組織「元日本赤十字社従軍看護婦の会」を、1979年12月8日に結成することとした。恩給に比べ、支給される額も少なく、資格年限に台湾・朝鮮や内地の勤務期間が通算されないことなどの5つの問題とは、

① 務期間が12年に満たない場合は、支給対象から除外されている。これらの人々への対策の善処をされたい。② 支給額は固定しないで、物価上昇にみあったスライド制にされたい。③ 戦後死亡した元日本赤十字社従軍看護婦について、何らかの措置を講じたい。④ 台湾の国をも準戦地扱いとされたい。⑤ 最低保障制度と60歳以上の高齢加算を適用されたい。という内容である。

1981年4月8日に衆議院内閣委員会、1981年4月24日に参議院内閣委員会において、元陸海軍看護婦への給付金支給問題の速やかな処理と、元日本赤十字社従軍看護婦の給付金増額を検討することが付帯決議として決議された。元陸海軍看護婦に関する問題が早期に解決するよう見守っていたことや、1982年には国会解散と総選挙があったことから遅れ、上記の5項目に関する陳情は遅れ、8月になってから陳情書を作成し、同月15日、総理府で川村副長官に手渡し、「善処する」との回答を得た。しかし、これらに関しては、現在まで改善されてはいる。

まとめ

戦地に派遣された元日本赤十字社従軍看護婦のなかには、戦時中の激務がもとで発症し、戦後も長く療養を続けなければならない者が多かった。なかには盲目となった元従軍看護婦もいた。働くことができず、そのことから生活苦となり、自分たちにも受給資格があるとして恩給の支給を求めて運動を開始した。日本赤十字社救護規則では救護員と明記されていたが、1939年には、陸軍大臣通達により、看護婦の身分は軍属となった。さらに、「恩給法の一部を改正する法律附則第41条の2の日本赤十字社の救護員の範囲等を定める政令」により救護員と認められなかったことにより公務員とは認められず、恩給受給対象者とならなかった。生活苦のために金銭の支給を望み、始めた恩給請願の運動は、慰労金として僅かな額の戦後補償の支給にとどまり、さらなる補償の見込みはない。会員は全員高齢となり、国会への陳情請願は困難となり、現状に甘んじている。この運動に対し、母体である日本赤十字社は常に批判的であった。

1981年6月13日、第2回全国大会が開催された。この年の12月から、元陸海軍看護婦

に対しても給付金の支給が開始されることになり、元陸海軍看護婦代表の金子ハルが出席し、「道なき道をつけて下さった日赤の皆さんにお礼を申し上げたい」と述べた。

注

- (1) 日本経済新聞社『軍人恩給早わかり』日本経済新聞社 1953年10月1頁。
- (2) 同書『軍人恩給早わかり』1頁。
- (3) 同書『軍人恩給早わかり』1頁。
- (4) 同書『軍人恩給早わかり』1頁。
- (5) 北原トヨ子、元第470班として、1943年7月12日編成、第639部隊虎林陸軍病院に配属され、中共軍に留用された。第470班は1945年10月19日、解散となった。北原トヨ子は1949年、南方戦線で国共内戦による負傷兵の看護をしているときに、右こめかみに爆弾破片がささったが十分な治療はできなかった。その2年後に帰国し、破片を除去した際に視神経傷害があることが判明。視力低下にそなえ、マッサージ師となり開業していた時にベーチェット病と診断された。障害年金を申請した当初は、「ベーチェット病は該当しない」と却下されたが、その後、一級障害者年金を受給できるようになった。
- (6) 「元日赤従軍看護婦の会」の恩給請願運動の記録、「恩給請願の会経過報告 S. 53. 11. 18」は、1975年3月の発足から、1978年末までの記録である。
- (7) 総務庁恩給局『恩給法令要覧』株式会社ぎょうせい 1990年455頁。
- (8) 日本赤十字社『日本赤十字社社史稿』（第5巻）日本赤十字社 1969年144頁。
「救護員ト称スルハ理事員、医員、調剤員、看護婦、看護人ヲ謂フ 理事員ヲ分テ救護理事長、救護理事、救護主事、救護書記トシ医員ヲテ救護医長、救護医員トシ、調剤員ヲテ救護調剤員、救護調剤員補トシ看護婦ヲ分テ救護看護婦監督、救護看護婦長、救護看護婦トシ看護人ヲ分テ救護看護人長、救護看護人トス」と、救護員の範囲が記載されている。
- (9) 前掲『日本赤十字社社史稿』（第5巻）146-147頁。
- (10) 恩給法令研究会編『恩給法令要覧』株式会社ぎょうせい 2004年1月 455-456頁。
- (11) 福田哲子 1919年（大正8年）生。広島赤十字病院救護看護婦養成所卒業。1944年1月16日、広島第489救護班婦長としてビルマに派遣、第118兵站病院に配属。1946年帰国。手記『ビルマの風鐸』の執筆者。
- (12) 前掲『恩給法令要覧』455頁。
- (13) 前掲『恩給法令要覧』72頁。
- (14)

終章 総括

1. 第一章

看護婦が女性の職業として、人々に周知されるようになったのは日清戦争のときからである。日本軍に派遣され、戦時医療を担い、従軍看護婦と呼称されるようになった。救護看護婦の派遣を日本軍が認めたのは、野戦衛生長官であった石黒忠憲が、「国事に呈して負傷した軍人には質の良い看護婦の手で看護をさせたい」と、陸軍と交渉したことが始まりである。

従軍看護婦は、陸海軍大臣の要請をうけた日本赤十字社に召集され、日中戦争から第二次世界大戦においては、大日本帝国、満洲国、中国、南方の国々に展開する日本軍に派遣された。戦況の悪化と戦域の拡大に伴い、戦傷病兵が急増し、従軍看護婦は不足した。その対策として、養成期間を短縮し、繰り上げ卒業或は乙種看護婦の養成という方法を取り、派遣する救護看護婦を確保した。また、自社以外で養成された看護婦を採用し派遣した。しかし、看護婦不足を改善することはできなかった。

1889年、日本赤十字社は「看護婦養成規則」を制定し、戦時の応召を養成の主旨とした。この頃はまだ、日本軍の影響は受けてはいない。日本赤十字社は、軍人の看護をする看護婦であるとして、授業科目に軍人勅諭、陸海軍人官等徽章及び、赤十字条約の大意を加えた。日清戦争から4年後の1898年8月には『看護婦訓戒』を作成し、軍紀を遵奉し上長に服従し軍人の礼儀作法を守ることを、日々繰り返し教えた。看護婦訓戒は、従軍看護婦としての精神教育の指針をしめしたものであり、日本赤十字社救護看護婦として遵奉すべきことを示している。その内容は、軍人訓戒と似通う。

軍人訓戒は、1882年、明治天皇が軍人に与えた訓戒の勅語で、「陸海軍軍人に賜はりたる勅諭」と言い、忠節、礼儀、武勇、信義、質素を説き、天皇への忠誠を求めたものであり、軍人の精神教育の基礎とされた。日本軍は精神教育を重要視し、敬礼は忠誠をみる指標として使われるようになった。精神教育の中核を忠節とし、軍事教育は先ず敬礼の演習から行うようにと指導した。また、忠節と絶対服従をしめすものとして、敬礼を強要した。また、軍人勅諭を正規の授業科目として救護看護婦生徒に陸軍の紀律を教え、敬礼法を定め、看護婦生徒に敬礼の教育を始めた。従軍看護婦に対する日本軍の評価に注意を払い、評価が悪い場合は軍事面の教育を強化した。日本赤十字社の救護看護婦養成は、日本軍の評価と意向にそったものであった。

軍人勅諭は「陸海軍人に下し給へる勅諭」といい、1882年に、天皇が軍人に与えた訓戒で、忠節、礼儀、武勇、信義、質素を説いた五か条からなる。第一条と第二条が日本赤十字社救護看護婦養成に多大な影響を与えたと考えられる。第一条では、「義は山嶽よりも重く、死は鴻毛よりも軽し」と説き、第二条では「服従すへきものぞ」、「総べて敬礼を尽すへし」、「上級の者は、下級の者に向ひ、聊も軽侮驕傲の振舞あるへからず」と説く。従軍看護婦の役割は、戦傷病兵の生命を最優先して救護することである。しかし、軍人勅諭は、死を軽んじ義を重んじた。日本という国の存亡をかけての戦闘で、国を守り、そこに住む家族を守るという義のためには、軍人勅諭は、兵士の「死は鴻毛よりも軽く」、「義は山嶽よりも重く」と説く。「義は山嶽よりも重く」いのであれば、「義」のために差し出した命は山嶽よりも重く、決して、兵士の死は「鴻毛よりも軽く」いではなく、「山嶽よりも重く」い

のである。しかし、戦場では、兵士の生命は「鴻毛よりも軽」く扱われた。上司の命令を「朕か命を承る義」としたから、兵士は泥水をすすり草を嚙んで抗戦したのである。真に臣下を思うのであれば、徴兵した臣下の命を重んじるべきではなかろうか。

日本赤十字社従軍看護婦も当然、軍人勅諭を教えられていた。赤十字精神と、軍人勅諭の第一条の「死は鴻毛よりも軽し」の文は相反する。赤十字精神は戦場の負傷者を敵味方なく救護することであり、戦闘での速やかなる命の救護である。軍人勅諭の第一条は、国への忠節を義とし、義のためなら生命は軽いとす。

日本における赤十字条約履行の要となる日本赤十字社が、軍人勅諭を正規の授業として取り入れていたことは、日本赤十字社が、赤十字条約を曲解していたことを語るものである。そもそも、日本が赤十字条約の加盟は、「天皇陛下に於かせられては、佐野子より欧州各国赤十字社の事情や国際赤十字条約など聞召され、我国も既に徴兵制度を布き又漸次に列国に伍して種主の関係も生ずることゝなる以上、国際赤十字条約には速に加盟して置く様にとの御思召もあり」との理由による。兵士の生命の保護よりも、各国との関係を保つことに重きがおかれているように受け取れる。

当時の日本人にとっては、赤十字条約の理念は珍しく、容易に理解し難く、受け入れられないものであったであろう。幕末から明治維新への過度期の1868年、鳥羽・伏見の戦いに始まった戊申戦争は函館で終結し、旧幕府軍は負傷者救護のため函館医学所を占拠した。このなかに、日本赤十字社設立者の佐野常民と同様に、パリ万国博で赤十字の理念を知った高松凌雲が居た。高松凌雲は、ここを逃れてもいつかは捕縛されて死に勝る恥を受けると考え、「負傷し戦闘力なきものは彼我の区別なく互いに治療する」という赤十字の理念に基づき、病院にとどまり負傷兵の治療を続ける方を選んだ。敵の負傷者をも収容治療し、また、自軍の負傷兵の銃剣を集めて戸棚や箆箆に収め、戦う意思のないことを表明した。官軍のなかの一人が凌雲の考えを理解し受け入れたことで、旧幕府軍の負傷者は助命された。しかし、高龍寺に分けて収容されていた旧幕府軍負傷者は、追手の官軍のなかに赤十字の理念を理解する者がなく、殺害された。2組の追手の一方は赤十字条約に基づいた高松凌雲の行動に共鳴し、もう一方の追手は赤十字の理念を受け入れることができなかった。当時は赤十字条約の理念は、広く知られていなかった。官は正義で、官に立ち向かい敗者となった者は賊である。賊の生命を救命することは、自己の生命をも危険に陥ることになる。赤十字精神は倫理的で人間的であるが、その理念にそって行動することは、自らの生命をも失うことになるのではないかとの恐れが強まり、それを実施するには勇気を要したであろうと考える。

日露戦争開戦4年後の1908年に「日本赤十字社救護員養成規則」が制定され、救護看護婦生徒は、赤十字精神の概要を教えられたが、その目的は婦徳の向上と人格の陶冶のためであり、赤十字精神履行に対する心構えは教えられなかった。

1925年になると、陸軍現役将校学校配属令が公布され、中学校以上には軍事教練指導のため陸軍将校が配属されたが、日本赤十字社にはすでに30年以上も前から軍人が配属されていた。日本赤十字社の看護婦養成に於いて軍事色を強めた陸軍は、30年後には中学校以上の学校をも、影響下においたことになる。

日中戦争から第二次世界大戦の間の従軍看護婦派遣は、「日本赤十字社令」、「日本赤十字社戦時救護規則」により派遣制度として形式は整えられたが、赤十字条約遵守に関する問

題がある。社団法人となった日本赤十字社が、他の法人とは異なるとして、日本赤十字社令を起草し、陸軍と内議し制定した。1938年改正時に、救護員の帯剣を認めた条文を追加した。武器を所有してはならないはずの救護員が帯剣し、敵の庇護を求めるべきときに、赤十字のマークをつけていたにも関わらず軍と行動を共にしたことが、そのことで戦闘に巻き込まれ、戦傷病兵の命も従軍看護婦の命も失なうことになった。

日本赤十字社は看護婦を陸海軍に派遣することで急成長したが、看護婦は熾烈な勤務で交互に入院を繰り返した。兵士の救護を目的として看護婦を派遣した日本赤十字社は、日本軍解体後も存続し、組織を拡大した。日本赤十字社各県支部の赤十字病院の存続は、戦後も赤十字に残り働いた元従軍看護婦の存在があったことによると考える。

2. 第二章

応召した日本赤十字社従軍看護婦は、北方を除く全戦地の病院に派遣された。派遣先を国内、国外、病院船と大別すると、派遣率の最多は日本国内、次いで中支、北支である。死因は派遣先により異なり、殉職者の割合の高い地域は、大日本帝国、満洲、北支、中支、フィリピン、病院船、そのあとに、シンガポール、ビルマと続く。戦中の殉職数は666名、60.8%、戦後は425名、38.8%で、大日本帝国、北支、中支の順に多い。大日本帝国、満洲国、北支、中支、病院船における死因の1位は結核症で、フィリピン、ビルマにおける死因の1位はそれぞれ「マラリア」「敵の攻撃」である。

応召期間の最短は1日間で、次は2日間である。前者は粟粒結核で死亡し、後者は原子爆弾投下により死亡している。戦後死亡数の多い理由は、日本国内を除くと、満洲は気候環境による結核症の増悪、フィリピンは転進による体力の消耗であろう。戦域の拡大また戦況の悪化に伴い戦傷病兵が急増し、従軍看護婦の派遣数も増加した。派遣される従軍看護婦は既に体力を消耗しており、それが栄養状態の悪化と熾烈な勤務による体力消耗とが加わり、結核症を発症し死亡する原因になったと推測される。

従軍看護婦は赤十字のマークと日本軍に守られているから死ぬことはないと考えていたが、日中戦争から第二次世界大戦中に1095名が殉職者している。病死者数がかかるに多いが、攻撃による死亡者数も多い。従軍看護婦が赤十字を付けていたにも関わらず攻撃されたのは、敵の兵士が赤十字条約を遵守しなかったというだけの理由ではない。着ている服はおよそ白衣とはかけ離れた軍服と同じ色で、襟元につけた赤十字のマークは小さなものであった。赤十字の看護婦だから攻撃されないと考えながらも、白衣は目立つからと、兵士と同じ色が敵から身を守るとして染めている。そのことで、ビルマでは、和歌山班第490班の従軍看護婦が兵士と見間違われ、銃撃を受け死亡している。

124 兵站病院カロー分院の病院部隊とビルマ防衛軍との戦いが終わった時、和歌山班第490班の従軍看護婦の遺体の襟元についてグローブを見て、地元のビルマの人々は、赤十字の看護婦であることを知り、死亡させたことを後悔している。本来は、赤十字は戦傷病兵が発見しやすいように、目立つようにしておく必要があるが、敗戦状況の中でこそ有効な白色から、日本軍の色に変え、姿を隠し転進することのみを考えていた。赤十字条約を遵守する病院で救護活動を行う赤十字の看護婦ではなく、日本軍と共に逃避したことに、赤十字従軍看護婦の死の原因が潜んでいる。赤十字精神の不履行が、従軍看護婦の死亡増加の一因となったと言える。

明治時代は天皇を頂点に、軍事力を頼りに西欧列強に加わろうとした。日本赤十字社は

事業拡大のため、社の権益保護の為、陸海軍大臣に決定権を委ねる日本赤十字社令を起草し、条文化した。陸海軍大臣の意向を慮る方針は、陸海軍大臣の傘下にある組織として、ゆるぎない存続を保証され、事業の拡張につながった。しかし、その第八条は、従軍看護婦の生命に影響を与えることになった。

赤十字条約の大要を学んだ救護班を擁しながら、病院部隊は戦闘部隊に豹変する。そこに居た少なからぬ従軍看護婦は、赤十字の看護婦として取るべき方法をとることができなかった。日本軍への服従を続けている間に、赤十字条約による保護ではなく、日本軍の保護に頼るようになっていたことによる。日本が赤十字条約を締結していたにも関わらず、多くの患者を擁しながら、赤十字の看護婦として、赤十字条約の力を使うことができなかった。日本赤十字社だけが自由に救護活動を行えるとする勅令だと誇った「日本赤十字社令」の条文により、赤十字条約は日本軍の「絶対服従の掟」のなかに埋没し、生命を守るための条約となりえなかった。

3. 第三章

ビルマに開設した病院はそれぞれ7施設あった。これらのなかで移動することなく、開設し続けた病院は3施設だけで、他は移動している。ビルマでは、第118兵站病院には1000名近くが入院しており、重症者が多く、排泄が頻回になる赤痢やチフスに感染しており、その汚物交換と洗濯に追われた。救護班1個班だけの看護婦と、数名の現地人看護婦と衛生兵で看護しなければならず、激務の毎日であった。

ビルマでは従軍看護婦24名が死亡している。その中には、『違芳録』3巻と手記に記載された死因が異なる者や、行方不明者もあり、これら従軍看護婦が所属していた日本赤十字社県支部で調査したが、今なお明らかになっていない。

元従軍看護婦が、日本赤十字社の絶対服従の教えに疑問を持つようになるのは、英軍の看護婦に接してからである。捕虜となったことで絶対服従の教えから解かれ、自分の考えで行動するようになった。ビルマに派遣された元従軍看護婦は、逃避のため、病院を移動したことを間違いだと思ふようになった。元従軍看護婦が、赤十字条約を正しく考える第一歩は、捕虜収容所から始まっていたと言える。

4. 第四章

満洲では、ソ満国境にも病院が開設されていたが、ソ連軍侵攻で全滅した。侵攻から数時間あるいは1～2日遅れて、満洲では珍しいといわれる降雨が続き、従軍看護婦はその中を戦傷病兵を無蓋列車に乗せてソ連軍から逃避したが、ハルピンにたどり着くまでにその多くが死亡した。移動は、敵から逃避するためであったが、結果は、栄養状態の悪化していた従軍看護婦の体力をさらに消耗させ、戦傷病兵の体力を消耗させ、死に至らしめた。死亡原因は土地の風土やソ連軍の攻撃も多大に影響しているが、逃避のための移動も原因である。

敗戦の衝撃のなか、元従軍看護婦は病院を開いて看護を続け帰国するのを待っているなか、第四野戦軍が計画していた留用のために、一部の元従軍看護婦は帰国できなかった。中国統一戦争のために医療関係者を必要とした第四野戦軍は、元従軍看護婦の帰国を許可しなかった。第四野戦軍の、日本兵を助けると言う条件で留用を受け入れた救護班もある。生活と生命の保証を得るために留用されたものもいる。留用後は中国統一戦争に行軍し、中国の戦傷病兵を治療看護し、中国統一後は中国の人々の医療面のために働いた。しかし、

中国の統一に関わったことを自ら語ることはない。第四野戦軍の思想教育と、留用される以前にはじまった、ソ連軍の侵攻と、ソ連軍の首脳部さえも管理できなかった、ソ連兵の掠奪暴行を、元従軍看護婦は、「食べる物もなく、着る物もない、恥ずかしい負け方をしたから、話せない。」と言う。

応召することを名誉としていた従軍看護婦は、関東軍への信頼を失い、留用された間に体力を消耗し発症した。日本は徐々に復興していたにも関わらず、帰国後、容易に仕事を見つけれず、生活の苦勞を続けた。

5. 第五章

靖国神社には、日清戦争で殉職した従軍看護婦4名中、3名が女性祭神として合祀されている。しかし、従軍看護婦の合祀を、日本赤十字社が社の名誉としたのは日露戦争のときからである。その後、「お国のために命をささげよ、死んだら靖国神社に祀られる。」と、繰り返し教えるようになった。しかし、従軍看護婦は、赤十字条約に保護され、兵士に守られているから、赤十字の看護婦である自分が死ぬと考えることはなかった。また、従軍看護婦にとっては、召集され戦地に派遣されることが名誉であり、合祀されずとも、応召することで名誉を得ていた。絶対服従することを教えられ、国のために命をささげよと教えられながらも、生きることに関しては、日本赤十字社の教えに従うことはなかった。

従軍看護婦は、日本赤十字社の服従の教えに従い、日本軍に服従した。しかし、国に命をささげよ、死ねば靖国神社に合祀されるという教えを受け入れることはなかった。靖国神社合祀は天皇が授ける褒賞とされていたが、従軍看護婦となった者が望んだ名誉は応召することであり、出征することで周囲の目から家族を守ることであった。生命を守ることを職業とする従軍看護婦にとっては、靖国神社合祀は死の推奨であり、受け入れざることであった。

戦後最も時間が経過した元従軍看護婦の死亡年月日は1966年である。戦後死亡した元従軍看護婦の死因の多くは、結核症である。派遣された従軍看護婦の多くが結核症にかかり、殉職あるいは療養を続けた。『遺芳録』3巻は殉職救護員の冥福を祈念するという目的から、戦後死亡した元救護員も記録にとどめたいとして編纂されたことによる。しかし、「戦争が起因で病没した者は、戦後長く経過した場合であっても、合祀対象と認める」とする、合祀基準の変更も影響して、戦後20年以上経過後の死亡も、殉職として『遺芳録』3巻を発行したのではないかと考えられる。

6. 第六章

博愛と奉仕の精神を教えられた日本赤十字社の元従軍看護婦は、陸海軍大臣の要請で戦地へ赴いたことから、自分たちにも資格があるとして恩給の支給を求めて運動を始めた。しかし、公務員という資格の有無により振り分けられた。日本赤十字社従軍看護婦として日本軍に派遣され、救護活動を行った。しかし、その身分は公務員とは認めなかった。

生活苦のために恩給の支給を要求して始めた請願運動は、慰労金として僅かな額の戦後補償の支給にとどまり、さらなる補償の拡大はない。戦後、陸軍病院から国立病院となった病院に移った看護婦に比較し、日本赤十字社に残った元従軍看護婦に保障がなく、博愛と奉仕の精神を強いられた。現在は補償拡大の運動はしていない。

まとめ

日本赤十字社の戦時医療は、博愛社設立当初から軍の許可を得て行う等、軍に依存し軍

の意向に従う組織として設立され、独立した組織とはなりえなかった。日本赤十字社自ら事業の拡張には勅令が必要と考え、1897年に「日本赤十字社条例」を起草し陸軍省に諮り、陸軍省のはからいで勅令として発布された。病院設立も救護員の養成も、軍からの要請で開始され、病院の敷地は陸軍省より借り、院長・副院長・監事・医員の一部・調剤主幹は陸軍在職者によって占められた。日本赤十字社と日本軍、特に陸軍との関係は、まさに主従の関係であったといえる。

日本軍の命令指示をうける日本赤十字社は、派遣要請を受け、派遣する従軍看護婦数を整え派遣した。しかし、日中戦争開戦より看護婦不足は予想されていたことから、年に二回入学生を受け入れ、また繰り上げ卒業、乙種看護婦の養成、臨時救護看護婦として他の養成所で資格を得た看護婦を採用した。しかし、戦域の拡大、敗戦に次ぐ敗戦による戦傷病兵の急増により看護婦不足は改善されなかった。そのことで従軍看護婦の体力消耗と罹患に繋がり、当時、死因の第一位で最も恐れられた結核を発症し、従軍看護婦の死因の第一位と言う結果につながった。地域別にみた場合は、攻撃による死亡やマラリアを死因とする従軍看護婦も多い。

従軍看護婦は兵士の疾患や状態に関わらず、戦傷病兵の看護を第一として勤務した。感染症の兵士であっても、同僚が感染したときであっても、黙々と看護を続けた。そのことで、多くの従軍看護婦が体力回復のため長い療養生活を続けなければならなかった事実からも見て取れる。

満洲、中国では国民党軍からも共産党軍からも留用され、長い場合は8年間にも及んだ。共産党軍の日本人留用は、日本人の協力のもと、共産党主導の中国建設のための、共産党軍兵士の治療と看護のために計画的に行われた。留用された元従軍看護婦は共産党からは感謝されたが、帰国後は仕事を見つけることもできない状況が続いた。

日本赤十字社は日本軍に従い、国にいのちをささげよ、死後は靖国神社に合祀されると教えたが、従軍看護婦はこの教えを受け入れることはなかった。戦後、元従軍看護婦は、8月15日に参拝するだけである。

靖国神社は日本軍の合祀者の遺品を保管し、展示しているが、従軍看護婦に関するものはない。戦後は、靖国神社合祀を褒賞として、国のために死ぬまで戦うことを強要した日本軍と、元従軍看護婦の関係は全くない。公務員として元日本軍兵士には恩給が支給されるが、元従軍看護婦は恩給支給の対象となり得なかった。同じく戦場に赴いた者であっても、戦後の立場は全く異なるものとなった。

日本軍は救護のための衛生部隊を擁しながら、従軍看護婦の派遣を要請した。しかし、従軍看護婦の派遣要請は開戦当時から続いていたことを考えると、以下のように考えられる。女性である従軍看護婦を召集状で召集し、応召を名誉とし、皇后を総裁とする従軍看護婦の戦地への派遣は戦意を高揚した。また、日本がまだ戦争を続けられるか否かを見極める判断材料であったと考える。従軍を希望する看護婦が存在することは、まだ人々が勝利を疑わず、日本軍に服従していることを示す指針でもあったと考える。

注

- (1) 遺芳録編輯委員会『遺芳録』富山県護国神社宮司梅野守雄 2001年10月 411-421頁。
- (2) 前掲『遺芳録』412-413頁。
- (3) 石黒忠恵『石黒忠恵懐旧九十年』大空社 1994年11月 222-223頁。

(4) 日本史籍教会『高松凌雲翁経歴談・函館戦争史料』財団法人東京大学出版会 1979年4月 71-85頁。

函館戦争では、負傷者を収容する病院は、その数の多さから数箇所にかけて収容し、最終的には2カ所とした。政府軍が追ってきていることを知らされながら、賊軍である旧幕府軍兵士を治療し続けた医師高松凌雲は、久留米勢により殺害されそうになったが高松凌雲の考えを理解した薩摩軍の山下喜次郎に助けられた。しかし、高龍寺に収容されていた負傷兵や医師は、政府軍のなかに凌雲の考えを理解する者がなく、全員が殺傷された。

参考文献

1. 『遺芳録殉職救護員』日本赤十字社発行 1957年5月
2. 『遺芳録殉職救護員追補(その一)』日本赤十字社発行 1963年5月
3. 『遺芳録殉職救護員追補(その二)』日本赤十字社発行 1980年3月
4. 日本赤十字社『日本赤十字社社史稿』(第5巻)日本赤十字社 1969年4月
5. 日本赤十字社『看護婦養成史料稿』日本赤十字社 1927年3月
6. 日本赤十字社『日本赤十字社史稿』(上巻)日本赤十字社 1911年
7. 茨城県支部百年史編纂委員会『百年のあゆみー日本赤十字社茨城県支部』株式会社精興社 1988年9月
8. 茨城県支部百年史編纂委員会『「百年のあゆみ」別冊一年表』株式会社精興社 1988年9月
9. 日本赤十字社栃木県支部 100年史編さん委員会『赤十字社栃木百年のあゆみー日赤栃木県支部 100年史ー』日本赤十字社栃木県支部 1990年12月
10. 日本赤十字社兵庫県支部『ひょうごの赤十字百年』日本赤十字社兵庫県支部 1991年11月
11. 日本赤十字社看護婦同方会埼玉県支部会『三十五周年誌はるかなる青春』日本赤十字社看護婦同方会埼玉県支部会 1987年6月
12. 日本赤十字社三重県支部『百年のあゆみ』日本赤十字社三重県支部 1991年9月
13. 日本赤十字社新潟県支部『百年のあゆみ』日本赤十字社新潟県支部 1991年3月
14. 日本赤十字社山口県支部『百年のあゆみ』日本赤十字社山口県支部 1991年7月
15. 日本赤十字社静岡県支部『百年のあゆみ』日本赤十字社静岡県支部 1991年3月
16. 日本赤十字社『人道ーその歩み 日本赤十字社百年史』日本赤十字社 1979年3月
17. 比島派遣南方第12陸軍病院配属日本赤十字社第301救護班救護看護婦長〇〇〇『業務報告書』(0351~0543) 1947年7月16日 日本赤十字社本社資料室所蔵。
18. 日本赤十字社第106救護班救護看護婦長〇〇〇『日本赤十字社第106救護班総務報告書』(0005~0449) 1946年12月18日 日本赤十字社本社資料室所蔵。
19. 陸軍病院配属日本赤十字社第301救護班救護看護婦長〇〇〇『業務報告書』(0351~0543) 1947年7月16日 日本赤十字社本社資料室所蔵。
20. 〇〇〇『広島陸軍病院配属広島第71救護班業務報告書』(0140~0546) 1945年12月15日残務整理完了 日本赤十字社本社資料室所蔵。
21. 〇〇〇『関東陸軍病院配属大阪第230救護班業務報告書』(0163~0339) 1942年10月12日残務整理完了 日本赤十字社本社資料室所蔵。
22. 〇〇〇『比島派遣軍威第10613部隊派遣茨城第378救護班業務報告書』(0163~0339) 1947年12月13日残務整理完了 日本赤十字社本社資料室所蔵。
23. ハルピン陸軍病院配属臨時第44救護班〇〇〇『業務報告書』(0220~0356) 〇〇年〇月〇日 日本赤十字社本社資料室所蔵。
24. 台南陸軍病院配属朝鮮本部第343救護班救護書記〇〇〇『業務報告書』(0348~0550) 〇〇年〇月〇日 日本赤十字社本社資料室所蔵。
※17~24の〇の部分、記載されていないものである。
25. 中華人民解放軍第四野戦軍戦史編写組、陳雲他、『中華人民解放軍第四野戦軍戦史』(解

- 放軍出版社 1998 年 10 月
26. 陸軍大臣官房編纂『陸軍成規類聚第二卷』(川流堂小林又七発行 1940 年 10 月)、112
ノ 7 (接 112 ノ 12)
 27. 『病院歴史 昭和 13 年～昭和 21 年 第 185 兵站病院』、分類<中央軍事行政衛生七> 防
衛省防衛研究所図書館資料室所蔵。
 28. 「第三 出動準備 将校以下の教育」陸軍軍医團『野戦病院勤務ノ参考』陸軍軍医團
1994 年 12 月
 29. 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書捷号陸軍作戦』<2> 株式会社朝雲新聞社
1972 年 11 月
 30. 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書比島捷号陸軍航空作戦』 株式会社朝雲新聞社
1971 年 8 月
 31. 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書比島攻略作戦』 株式会社朝雲新聞社
1965 年 10 月
 32. 外務省編纂『付録日本外交文書第 19 巻』社団法人日本国際連合協会 1963 年 2 月
 33. 日本赤十字社企画広報室『日本赤十字社創立 125 周年記念展』日本赤十字社
 34. 官報 第 3836 号～第 3847 号 1939 年 10 月 16 日 月曜日
 35. 総務庁統計局『日本長期統計総覧』(第 5 巻) 日本統計協会 1988 年 5 月 261 頁。
 36. 総務庁恩給局『恩給法令要覧 平成 2 年版』株式会社ぎょうせい 1990 年 3 月
 37. 副田義也『内務省の社会史』財団法人東京大学出版会 2007 年 3 月
 38. 日本科学史学会『日本科学技術史大系・全 25 巻』大日本法令印刷株式会社 1965 年 10
月
 39. 靖国神社社務所代表宮司賀茂百樹 編集発行『靖国神社忠魂史』(第 5 巻) 1933 年 9 月
 40. 中島義雅『戦史叢書関東軍<1>対ソ戦備ノモンハン事件』株式会社朝雲出版社 1969 年
7 月
 41. 石黒忠恵『伝記叢書 161 石黒忠恵』相川仁童 1994 年 11 月
 42. 「アンリー・デュナン」教育研究所『「ほづつのあとに」従軍看護婦記録写真集』
株式会社メジカルフレンド社 1981 年 12 月
 43. テッド・アラン、シドニー・ゴードン『偉大なる生涯』東邦出版社 1971 年 12 月
 44. 東京大学史史料研究会『史料叢書 東京大学年報第二巻』財団法人東京大学出版会
1933 年 6 月
 45. 日本史籍協會『高松凌雲翁経歴談・函館戦争史料 續叢書』財団法人東京大学出版会
1979 年 4 月 63-94 頁。
 46. 大塚信一『岩波講座 日本通史 第 16 巻 近代 I』株式会社岩波書店 2000 年 12 月
 47. 小林清子他編集『続々ほづつのあとに』アンリー・デュナン教育研究所 1980 年 8 月
 48. 福田哲子『ビルマの風鐸』叢文社 1996 年 11 月
 49. 元日赤従軍看護婦の会『日本赤十字従軍看護婦戦場に捧げた青春』元日赤従軍看護
婦の会 1985 年 8 月
 50. 元日赤従軍看護婦の会『日本赤十字従軍看護婦戦場に捧げた青春』(第 2 巻) 元日赤従
軍看護婦の会 1988 年 8 月
 51. 杉山りつ子『従軍看護婦長の手記』湯川弘文社 1941 年 2 月

52. あいち従軍看護婦の記録編集委員会『あいち従軍看護婦の記録』株式会社中日出版社
1980年11月
53. 日赤石川従軍看護婦の記録編集委員会『日赤石川従軍看護婦の記録』日本赤十字社石
川県支部 1974年3月
54. 日本赤十字社看護婦同方会福島県支部『桐花章その遠きあしおと—今平和への願いを
こめて—』日本赤十字社看護婦同方会福島県支部 1989年9月
55. 医療文芸集団『白の墓碑名』藤山真人 1968年6月
56. 守屋ミサ「日本赤十字社の戦争責任を考える—従軍看護婦の目を通して—」新日本医
師協会『医学評論通巻102号』2005年5月
57. 玉村一雄『アシンの谷間』マニラ会 1978年8月、第一三九会会員『比島おもい出集』
58. 重藤武夫 1974年9月、穴倉公郎『比島派遣第七十四兵站病院』神山信雄 1970年7月、
59. 満蒙開拓を語りつぐ会『下伊奈のなかの満洲 聞き書き報告集5』飯田市歴史研究所
2007年3月
60. 満蒙開拓を語りつぐ会『下伊奈のなかの満洲 聞き書き報告集2』飯田市歴史研究所
2004年3月
61. 穴倉公朗『第七十四兵站病院』第七十四兵站病院会本部 1970年7月
62. 高木武三郎『最後の帰国船』鴻盟社 1958年7月
63. 大貫恵美子『学徒兵の精神誌』株式会社岩波書店 2006年2月
64. 横山甲子蔵『流転の青春』横山甲子蔵 1986年4月15日
65. 栗原賀久『運命の山下兵団』株式会社講談社 1974年8月謝辞
66. 藤原彰『飢死した英霊たち』青木書店 2001年5月
67. 村上重良『慰霊と招魂』株式会社岩波書店 2006年2月
68. 高橋哲哉『靖国問題』株式会社筑摩書房 2005年6月
69. 田中伸尚『ドキュメント靖国訴訟』岩波書店 2007年6月
70. 毎日新聞「靖国」取材班『靖国戦後秘史A級戦犯を合祀した男』毎日新聞社 2007年8
月
71. 大江志乃夫『満州歴史紀行』株式会社立風書房 1995年8月
72. 春木秀映、春木伸哉『青年地球誕生—いま蘇る弊立神社』一明窓出版株式会社
1999年6月
73. 吉見俊哉『博覧会の政治学』中央公論社 1992年9月
74. 三野正洋他『20世紀の戦争』朝日ソノラマ 1995年4月

あとがき

戦争に関するドキュメント番組が多く放映されるようになってきたが、従軍看護婦の存在はまだ一部の人々に知られるようになったにすぎない。元従軍看護婦の家族のひとり、高齢となった母親から日本赤十字社従軍看護婦であったことを教えられたものの、その記憶が曖昧なことから、日本赤十字社に問い合わせても、どこの病院で勤務していたのかさえ明確にならないと言う。

今もなお、死の状況が明らかにならない兵士が多い。戦時中、家族のもとに悲報は届けられても、詳細な死因は明らかにされなかったと聞く。従軍看護婦の実態の研究は、戦時医療の内容だけでなく、兵士の病気や死因をも明らかにする。

日中戦争から第二次世界大戦の最大の被害は、生活が破壊されただけでなく、価値観と思想の変革により苦しみ続けたことである。戦後、日本は経済大国となった。戦後生まれた人々は、戦場から生還した人々が、喪失感と価値観の変化に戸惑い、悩み苦しみながらつくりあげたことを知らずに、経済大国の幸を享受している。従軍看護婦の実態を明らかにすることは、そのことを多くの人々が知る機会となりうる。

戦時は、服従と国のために命を捧げることを強要され、戦後は個人が自由な思想をもつことを強調された。戦勝国が敗戦国に差し出した意識改革は、戦前の、「死んで奉公する」という目標を打ち砕き、「戦死は国のため」という信念を否定した。目標の喪失と信念の否定は、自己否定につながる。元従軍看護婦の多くが、終戦を喜びながらも、戦前と戦後の価値観の変化に戸惑った。戦後 65 年間経ち高齢となり、死を意識するようになって、ようやく従軍の記憶を話すことができるようになっている。

第二次世界大戦開戦国への終わることのない非難は、今も繰り返される。従軍看護婦は赤十字のマークをつけ、攻撃されないことを保証されていたにも関わらず、攻撃を受け戦死した。また、日本軍とともに行動し、兵士と同様、転進の途中で力尽きた。戦闘した兵士は国のため家族を守るために、死ぬまで戦うことを命じられ、降伏することを許されなかった。兵士の多くが、戦闘ではなく何らかの疾患により体力を消耗していた。戦闘の恐怖だけでなく、感染症による苦痛に苛まされ、死亡した。戦後の社会が、このようななかから生還した人々により築き上げられたことを認識し、戦死した人々への愛情と感謝を持って、非難と向き合ってほしい。戦時の従軍看護婦の救護活動や戦傷病兵の苦痛を知ったからと、開戦国としての責任がなくなるわけではない。多くの国々を破壊し、そこに住む人々を殺傷した罪を軽くすることには決してならない。しかし、戦争がいかなるものかを正しく見極めるための知識の一片となる。戦争を体験した人々は高齢となり亡くなっていく。この研究が、戦争を体験したことのないこれからの人々にとって、今なお各地で繰り返され、避けて通ることのできないように思える戦争を終わらせる力となることを願う。この研究は、今後、戦地での疾患や死因をさらに明らかにするとともに、戦時医療を明らかにすることにもつながる。また、看護婦の養成は 1890 年から始まった。看護婦の養成が開始された頃や、戦後の GHQ による指導はよく知られているが、戦時の看護婦に関する詳細な研究はないに等しく、看護師であっても戦時の歴史を知る者は従軍看護婦を除くとわずかである。この研究が、これまで解明されなかった看護婦の歴史の一部が明らかになったことも付け加えたい。

本稿をまとめるにあたり、多くの方々にお力添えを頂きました。聞き取りにご協力下さ

った元従軍看護婦の方々に心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。特に津村ナミエ様、萩森敏子様、福田哲子様、大城君子様には何回となく会ってお話をして頂きました。また、岡晴之さまに心から感謝申し上げます。中国後の翻訳から八路軍に関する情報まで、頂いた資料は膨大になります。また、私が当時を理解できるまで、幾度となくご説明下さいましたことに深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

指導教授の森武磨先生、修士のときの指導教授の田上繁先生に心から感謝申し上げます。ここまでまとめることができましたのも、先生方のご指導の賜物と感謝申し上げます。また、ゼミでご指導くださいました北原糸子先生、中島三千男先生、中村政則先生にも心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

一四 本部教授科目増加

明治三十一年本部生徒ノ教授科目中ニ特ニ按摩術、調劑法大意及消毒材料調製法ノ三科目ヲ加ヘ八月一日ヨリ實施セリ。

一五 看護婦訓誡ヲ發ス

明治三十一年八月社長佐野伯爵ハ看護婦訓誡ヲ發布シ精神教育ノ指針ヲ示セリ、其ノ要目左ノ如シ。

日本赤十字社看護婦訓誡

茲ニ日本赤十字社看護婦トシテ遵奉スヘキ大要ノ項目ヲ示スコト左ノ如シ。

- 一 治療ノ介補ハ、敏活ニシテ、且ツ靜肅ヲ守リ、傷病者ヲ看護スルニ當テハ、愛憎偏頗ノ心ナク、忠良易直、懇篤親切ヲ旨トスヘシ。
- 二 傷病者ハ、之ヲ敬愛シテ、之ニ暱狎スヘカラス。之ト私語シ、又ハ書通ヲ爲スカ如キハ、即チ、暱狎ノ弊ニシテ、終ニハ、醜名ヲ招クノ基タルヲ知ルヘシ。
- 三 傷病者ヲ看護スルハ國家ニ對スル義務ニシテ、即チ義勇奉公ナリ。故ニ傷病者ノ爲メニハ、危険ヲ辭セス、汚穢ヲ厭ハス、又、假令ヒ、患者傲慢ノ舉動アルモ、直接ニ、之ト争フカ如キ

ハ、最慎ムヘシ。

四 救護員トナリテ、陸海軍病院ニ勤務スル時ハ、當該官衙ノ法令規則ヲ遵守スヘキハ、勿論、別シテ、服從ノ法、敬禮ノ道ヲ嚴守セサルヘカラス。

五 私カニ患者ニ飲食ヲ惠ミ、又ハ、物品ヲ贈與スルハ、嚴禁タリ。假令ヒ、患者ヨリ請求ニ出ツルモ、醫員ノ許可ナキモノハ、微物ト雖モ、猥リニ、之ヲ與フヘカラス。

六 患者、若クハ、其親族ヨリ、看護報謝ノ意ヲ表スル爲メ、金錢物品等ヲ惠贈スル者アルモ、我カ社旨ニ對シ、聊カタリトモ、決シテ、之レヲ受納スルヲ許サス。

七 先輩ノ指導ニ服從シテ、階級秩序ヲ守リ、職課ノ好惡勤務ノ繁緩等ニ付キ、不平ヲ起スヘカラス。

八 艱苦ヲ忍ヒ、缺乏ニ堪フルハ、救護員タル者ノ本分ナレハ、宿舍ノ陋隘、食物被服ノ粗惡ナル場合、或ハ劇務ノ夜ヲ徹スル等ノコトアルモ、決シテ、不平ヲ鳴ラスヘカラス。

九 日本赤十字社ハ、本部ト、各支部ト、固ヨリ同心一體ナレハ、其養成看護婦ニ於テモ、亦、彼此、區別アルコトナシ。サレハ、有事ノ日、相俱ニ救護員トナリテ、服務スル場合ニ在リテハ、互ニ、相熟和シテ、毫モ隔意ナキヲ要ス。

十 同曹中、派ヲ立テ、黨ヲ結ヒ、嫉妬猜疑、甲乙相軋ルカ如キハ、看護婦トシテ、最戒慎スヘ

キコトト知ルヘシ。

十一 同曹ハ、先輩後進ノ別ナク、相親睦シテ、聊カモ論争スヘカラス。若シ、非行過失等ヲ知ルアラハ、私カニ忠告シテ、後來ヲ戒メ、外、其侮ヲ禦クヘシ。且、金錢ノ貸借、物品ノ交換等ハ、皆、物議ヲ生スルノ本ナレハ、一切嚴禁タルヘシ。

十二 病室ハ、勿論宿舍ニ在ツテモ、常ニ、清潔法ヲ守リ、拂拭ヲ勉メ、污垢ヲ除キ、深く、自他衛生上ニ注意スヘシ。

十三 凡ソ、團體組織ノ人ニ在テハ、瑣末ナル形容上ニモ、亦、注意セサルヘカラス。服装ヲ整ヒ、姿勢ヲ正シ、長上ニ對スル時ハ、謹テ、敬意ヲ表シ、同曹ト交ルニモ、亦、禮義ヲ紊ルヘカラス。

十四 身體ハ、清潔ニ保タサル可カラスト雖モ、容色ヲ飾リ、或ハ、嬌態ヲ扮スル等ノ事アラハ、一ハ奢侈ノ誹リヲ受ケ、一ハ醜聞ヲ招クノ端ナルヲ以テ、深く省慮セサルヘカラス。

十五 上長ヲ誹議シ、同曹ヲ讒誣シ、人ノ過失ヲ喜ヒ、人ノ功績ヲ嫉ミ、或ハ、傲慢ニシテ、人ヲ侮蔑シ、或ハ、佞辯ヲ以テ、非ヲ飾ルカ如キハ、皆、是レ、徳義ニ戾ルノ甚シキモノナレハ、常ニ、心肝ニ銘シテ、深く自ラ戒ムヘシ。

十六 平常外勤ニ從事スル時ハ、救護員トシテ、勤務スル時ト、大ニ其趣ヲ異ニスト雖モ、日本

赤十字社看護婦タルノ品位ヲ保ツノ點ニ於テハ、毫モ、區別アルコトナシ。其品位ヲ保ツハ、徒ラニ高尚ナル容體ヲ裝フニアラスシテ、寧ロ謙遜卑下シ、多辯ヲ慎ミ、怠慢ヲ戒メ、温順ニシテ、懇篤ナル看護ヲ盡スニ在リ。此ノ如クスレハ、傭主ノ信用ヲ得、品位ハ求メスシテ、自ラ得ラルヘキモノト知ルヘシ。

十七 看護婦ノ最モ大切ナルハ、品行節操ニ在リ、一タヒ品行ヲ破リ、節操ヲ失フコトアルトキハ、萬善一時ニ消滅シテ、名譽ハ、忽チ墜落ス。故ニ勤務中ト、否トニ論ナク、内ニ在リテモ、必ス、之ヲ慎ミ、外ニ在リテモ、必ス、之ヲ戒メ、須臾モ忘ルヘカラス。

十八 日本赤十字社看護婦ハ、恰モ、陸海軍ノ豫備兵ノ如ク、有事ノ日ニハ、直ニ召集ニ應スヘキ義務ヲ有スルヲ以テ、平素必ス、其居所ヲ明白ニスヘシ。萬一居所不明ノ爲メニ、召集ニ洩ルルカ如キコトアレハ、即チ、盟約ニ違背スルノ責ヲ免カル可ラザル者トス。

十九 自己ノ學術普通看護婦ノ學術ニ勝レリトシ、慢心小成ニ安ンスヘカラス。卒業歸家ノ後モ、常ニ、心ヲ學術ノ温習ニ注キ、良醫ノ學說、講義、若クハ大手術等アルニ際シテハ懇請シテ成ルヘク之ヲ參聽受觀スルニ勉ムヘシ。